

資料

令和6年第1回定例市議会議案
条例新旧対照表

議案第 1 号	藤井寺市防災会議条例の一部改正について 藤井寺市防災会議条例の一部改正案	1
議案第 2 号	藤井寺市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について 藤井寺市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正案	2
議案第 3 号	藤井寺市手数料条例の一部改正について 藤井寺市手数料条例の一部改正案	4
議案第 4 号	市立藤井寺市民病院の廃院に伴う関係条例の整理について 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正案（第 1 条関係） 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正案（第 2 条関係） 職員の退職手当に関する条例の一部改正案（第 3 条関係） 藤井寺市特別会計条例の一部改正案（第 4 条関係） 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正案（第 5 条関係） 執行機関の附属機関に関する条例の一部改正案（第 6 条関係） 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正案（第 7 条関係） 藤井寺市職員定数条例の一部改正案（第 8 条関係） 職員の定年等に関する条例の一部改正案（第 9 条関係） 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正案（第 10 条関係） 重要な公の施設に関する条例の一部改正案（第 11 条関係） 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正案（第 12 条関係）	7 9 2 3 2 6 2 7 2 8 3 0 3 1 3 2 3 3 3 6 3 7
議案第 5 号	執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について 執行機関の附属機関に関する条例の一部改正案 (附則改正) 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正案（附則第 2 条関係）	4 7 4 9
議案第 6 号	非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正案	5 0
議案第 7 号	一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正案	5 1

(附則改正)

	会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正案（附則第2条関係）	5 3
議案第 8 号	藤井寺市特別職報酬等審議会条例の一部改正について 藤井寺市特別職報酬等審議会条例の一部改正案	5 4
議案第 9 号	職員の育児休業等に関する条例の一部改正について 職員の育児休業等に関する条例の一部改正案	5 5
議案第 1 0 号	藤井寺市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について 藤井寺市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正案	5 6
議案第 1 1 号	藤井寺市指定居宅介護支援事業者の指定に関する基準並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について 藤井寺市指定居宅介護支援事業者の指定に関する基準並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正案	6 2
議案第 1 2 号	藤井寺市介護保険条例の一部改正について 藤井寺市介護保険条例の一部改正案	6 8
議案第 1 3 号	藤井寺市指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について 藤井寺市指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正案	7 2
議案第 1 4 号	藤井寺市指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について 藤井寺市指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正案	9 9
議案第 1 5 号	藤井寺市国民健康保険財政調整基金条例の一部改正について 藤井寺市国民健康保険財政調整基金条例の一部改正案	1 0 9
議案第 1 6 号	藤井寺市道路占用料条例及び藤井寺市準用河川占用料徴収条例の一部改正について	

	藤井寺市道路占用料条例の一部改正案（第1条関係）	110
	藤井寺市準用河川占用料徴収条例の一部改正案（第2条関係）	114
議案第17号	藤井寺市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について	
	藤井寺市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正案	117

議案第 1 号

藤井寺市防災会議条例の一部改正について

○藤井寺市防災会議条例（昭和39年藤井寺市条例第29号） 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(会長及び委員)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>大阪南消防組合柏羽藤消防署長及び消防団長</u></p> <p>(7)・(8) (略)</p> <p>6～8 (略)</p>	<p>(会長及び委員)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>消防長及び消防団長</u></p> <p>(7)・(8) (略)</p> <p>6～8 (略)</p>

議案第 2 号

藤井寺市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

○藤井寺市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年藤井寺市条例第35号） 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) <u>特定個人番号利用事務</u> 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。</p> <p>(6) <u>利用特定個人情報</u> 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。</p> <p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う<u>特定個人番号利用事務</u>とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長又は教育委員会は、<u>特定個人番号利用事務</u>を処理するために必要な限度で<u>利用特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から<u>当該利用特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>個人情報</u> 法第2条第3項に規定する個人情報をいう。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長又は教育委員会は、<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>を処理するために必要な限度で<u>同表の第4欄に掲げる特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から<u>当該特定個人情報</u>の提供を受けることができ</p>

改正後	改正前
い。 4 (略)	る場合は、この限りでない。 4 (略)

議案第 3 号

藤井寺市手数料条例の一部改正について

○藤井寺市手数料条例（昭和35年藤井寺市条例第1号） 新旧対照表

改正後			改正前
別表（第2条関係） 8 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）関係			別表（第2条関係）
事 務	単 位	金 額	
法第15条第2項の規定により法第12条第1項の許可を受けたものとみなされた宅地造成又は特定盛土等（以下「宅地造成等」という。）に関する工事に対する法第18条第1項の規定による中間検査			
(1) 宅地造成等に関する工事の面積が500平方メートルのとき。	1件	3,900円	
(2) 宅地造成等に関する工事の面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のとき。	1件	4,300円	
(3) 宅地造成等に関する工事の面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のとき。	1件	4,800円	
(4) 宅地造成等に関する工事の面積が2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のとき。	1件	5,500円	
(5) 宅地造成等に関する工事の面積が3,0	1件	6,100円	

改正後			改正前		
00平方メートルを超え5,000平方メートル以内のとき。					
(6) 宅地造成等に関する工事の面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のとき。	1件	7,000円			
(7) 宅地造成等に関する工事の面積が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のとき。	1件	9,200円			
(8) 宅地造成等に関する工事の面積が20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内のとき。	1件	12,600円			
(9) 宅地造成等に関する工事の面積が40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内のとき。	1件	18,100円			
(10) 宅地造成等に関する工事の面積が70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内のとき。	1件	24,600円			
(11) 宅地造成等に関する工事の面積が100,000平方メートルを超えるとき。	1件	31,800円			
9 地方自治法（昭和22年法律第67号）関係			8 地方自治法（昭和22年法律第67号）関係		
(略)			(略)		
10 大阪府屋外広告物条例（昭和24年大阪府条例第79号）関係			9 大阪府屋外広告物条例（昭和24年大阪府条例第79号）関係		
(略)			(略)		
11 藤井寺市例規関係			10 藤井寺市例規関係		
(略)			(略)		
12 その他			11 その他		

改正後	改正前
(略)	(略)

議案第 4 号

市立藤井寺市民病院の廃院に伴う関係条例の整理について

○非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和34年藤井寺市条例第17号） 新旧対照表
（第1条関係）

改正後		改正前	
別表（第2条、第4条関係）		別表（第2条、第4条関係）	
区分	報酬額	区分	報酬額
(略)		(略)	
職員倫理委員会委員	日額 9,500円	職員倫理委員会委員	日額 9,500円
議会議員その他非常勤職員公務災害補償等認定委員会委員	日額 9,500円	市立藤井寺市民病院医療倫理委員会委員	日額 9,500円
(略)		議会議員その他非常勤職員公務災害補償等認定委員会委員	日額 9,500円
健康増進計画・食育推進計画策定委員会委員	日額 9,500円	(略)	
生活保護嘱託医師	月額 74,300円	健康増進計画・食育推進計画策定委員会委員	日額 9,500円
(略)		市立藤井寺市民病院改革プラン評価委員会委員	日額 9,500円
		市立藤井寺市民病院あり方検討委員会委員	日額 9,500円
		生活保護嘱託医師	月額 74,300円

改正後	改正前
	(略)

○一般職の職員の給与に関する条例（昭和34年藤井寺市条例第21号） 新旧対照表
 （第2条関係）

改正後	改正前
<p>（給料） 第2条 給料は、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和41年藤井寺市条例第19号。以下「勤務時間条例」という。）第2条から第4条までに規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日給、夜勤手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び特殊勤務手当を含まないものとする。</p>	<p>（給料） 第2条 給料は、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和41年藤井寺市条例第19号。以下「勤務時間条例」という。）第2条から第4条までに規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、<u>初任給調整手当</u>、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日給、夜勤手当、<u>宿日直手当</u>、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び特殊勤務手当を含まないものとする。</p>
<p>2 （略）</p>	<p>2 （略）</p>
<p>（給料表） 第3条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。 （1） （略） （2） 医療職給料表（別表第2） ア 削除 イ・ウ （略）</p>	<p>（給料表） 第3条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。 （1） （略） （2） 医療職給料表（別表第2） ア <u>医療職給料表（1）</u> イ・ウ （略）</p>
<p>2～8 （略）</p>	<p>2～8 （略）</p>
<p>（昇給） 第10条 （略） 2 （略） 3 55歳に達した日の属する会計年度の末日を超えて在職する職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは、「2号給」とする。</p>	<p>（昇給） 第10条 （略） 2 （略） 3 55歳 <u>（病院において医療業務に従事する医師にあっては、57歳）</u>に達した日の属する会計年度の末日を超えて在職する職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは、「2号給」とする。</p>
<p>4～6 （略）</p>	<p>4～6 （略）</p>
	<p><u>（初任給調整手当）</u> 第12条の5 <u>初任給調整手当は、医療職給料表（1）の適用を受ける職員の職のうち、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるものに新たに採用された職員に対して、月額415,600円を超えない範囲内</u></p>

改正後	改正前
<p>(扶養手当)</p> <p>第14条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 扶養手当の月額は、<u>前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族</u>（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については1人につき6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が特1等級であるもの（以下「行特1等級職員」という。）にあつては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>第15条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。</p> <p>(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合</p>	<p><u>の額を採用の日から35年以内の期間、採用の日（採用後規則で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて支給する。</u></p> <p>2 <u>前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。</u></p> <p>3 <u>前2項の規定により初任給調整手当を支給する職員の範囲、初任給調整手当の支給期間及び支給額その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p>(扶養手当)</p> <p>第14条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。<u>ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族</u>（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、<u>医療職給料表（1）の適用を受ける職員でその職務の等級が1等級であるもの</u>（以下「医（1）1等級職員」という。）に対しては、支給しない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 扶養手当の月額は、<u>扶養親族たる配偶者、父母等</u>については1人につき6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が特1等級であるもの（以下「行特1等級職員」という。）にあつては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>第15条 新たに職員となった者に<u>扶養親族</u>（<u>医（1）1等級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。</u>）がある場合、<u>医（1）1等級職員から医（1）1等級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合</u>又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。</p> <p>(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合 <u>（医（1）1等級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）</u></p>

改正後	改正前
<p>(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）</p> <p>2 扶養手当の支給は、<u>新たに職員となった者に扶養親族がある場合</u>においてはその者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、<u>扶養手当を受けている職員の扶養親族</u>で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。</p> <p>3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。</p>	<p>(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び<u>医（1）1等級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。</u>）</p> <p>2 扶養手当の支給は、<u>新たに職員となった者に扶養親族（医（1）1等級職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合</u>においてはその者が職員となった日、<u>医（1）1等級職員から医（1）1等級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合</u>においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が医（1）1等級職員以外の職員となった日、<u>職員に扶養親族（医（1）1等級職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）</u>で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、<u>医（1）1等級職員以外の職員から医（1）1等級職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合</u>においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が医（1）1等級職員となった日、<u>扶養手当を受けている職員の扶養親族（医（1）1等級職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）</u>で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。</p> <p>3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、<u>第1号又は第3号</u>に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。</p>

改正後	改正前
<p>(1) (略)</p> <p>(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合</p> <p><u>(3) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある行特1等級職員が行特1等級職員以外の職員となった場合</u></p> <p><u>(4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で行特1等級職員以外のものが行特1等級職員となった場合</u></p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p>(地域手当)</p> <p>第15条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>第23条 削除</u></p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族 <u>(医(1)1等級職員にあっては、扶養親族たる子に限る。)</u> で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合</p> <p><u>(3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある医(1)1等級職員が医(1)1等級職員以外の職員となった場合</u></p> <p><u>(4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある行特1等級職員が行特1等級職員及び医(1)1等級職員以外の職員となった場合</u></p> <p><u>(5) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で医(1)1等級職員以外のものが医(1)1等級職員となった場合</u></p> <p><u>(6) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で行特1等級職員及び医(1)1等級職員以外のものが行特1等級職員となった場合</u></p> <p><u>(7) (略)</u></p> <p>(地域手当)</p> <p>第15条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 医療職給料表(1)の適用を受ける職員に支給する地域手当の月額は、前項の規定にかかわらず、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に100分の16を乗じて得た額とする。</u></p> <p><u>(宿日直手当)</u></p> <p><u>第23条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき4,200円(入院患者の病状の急変等に対処するための医師の宿日直勤務にあっては、25,000円、規則で定めるその他の特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあっては6,800円)を超えない範囲内において市長が定める額を宿日直手当として支給する。ただし、執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の2分の1に相当する時間で市長が定める日に退庁時から引き続いて行</u></p>

改正後	改正前																													
<p>(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外) 第25条の2 <u>第14条</u>、第15条及び第15条の3の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。</p> <p>(任期付職員等についての適用除外) 第25条の3 <u>第14条</u>、第15条及び第15条の3の規定は、任期付短時間勤務職員には適用しない。</p> <p>別表第2 (第3条関係) 医療職給料表 ア <u>削除</u></p>	<p><u>われる宿直勤務にあつては、その額は、6,300円(入院患者の病状の急変等に対処するための医師の宿直勤務にあつては、37,500円、規則で定めるその他の特殊な業務を主として行う宿直勤務にあつては10,200円)を超えない範囲内において市長が定める額とする。</u></p> <p><u>2 前項の勤務は、第18条から第20条までの勤務に含まれないものとする。</u></p> <p>(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外) 第25条の2 <u>第12条の5</u>、<u>第14条</u>、第15条及び第15条の3の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。</p> <p>(任期付職員等についての適用除外) 第25条の3 <u>第12条の5の規定は、任期付職員には適用しない。</u></p> <p><u>2 第12条の5</u>、<u>第14条</u>、第15条及び第15条の3の規定は、任期付短時間勤務職員には適用しない。</p> <p>別表第2 (第3条関係) 医療職給料表 ア <u>医療職給料表(1)</u></p> <table border="1" data-bbox="1131 909 2004 1420"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職員 の区 分</th> <th rowspan="2">職務の 等級 号給</th> <th>1等級</th> <th>2等級</th> <th>3等級</th> </tr> <tr> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以</td> <td>1</td> <td>474,700</td> <td>406,900</td> <td>264,700</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>477,000</td> <td>409,600</td> <td>267,200</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>479,200</td> <td>412,100</td> <td>269,600</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>481,500</td> <td>414,700</td> <td>272,000</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>483,700</td> <td>417,100</td> <td>274,100</td> </tr> </tbody> </table>	職員 の区 分	職務の 等級 号給	1等級	2等級	3等級	給料月額	給料月額	給料月額	定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以	1	474,700	406,900	264,700	2	477,000	409,600	267,200	3	479,200	412,100	269,600	4	481,500	414,700	272,000	5	483,700	417,100	274,100
職員 の区 分	職務の 等級 号給			1等級	2等級	3等級																								
		給料月額	給料月額	給料月額																										
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以	1	474,700	406,900	264,700																										
	2	477,000	409,600	267,200																										
	3	479,200	412,100	269,600																										
	4	481,500	414,700	272,000																										
	5	483,700	417,100	274,100																										

改正後		改正前			
外の職員	6	485,800	419,100	277,600	
	7	488,000	420,900	281,100	
	8	490,000	422,800	284,500	
	9	491,900	424,600	288,100	
	10	494,000	427,300	291,600	
	11	496,100	429,800	295,200	
	12	498,200	432,200	298,700	
	13	500,300	434,400	302,200	
	14	502,200	436,900	306,100	
	15	504,300	438,900	310,000	
	16	506,400	441,000	313,600	
	17	508,300	443,000	317,200	
	18	510,300	445,200	320,700	
	19	512,300	447,400	324,200	
	20	514,100	449,500	327,700	
	21	515,900	450,900	331,300	
	22	517,700	453,300	335,000	
	23	519,500	455,600	338,400	
	24	521,300	457,800	341,700	

改正後	改正前			
		25 522,900	459,800	345,000
		26 524,700	462,100	347,500
		27 526,500	464,300	350,000
		28 528,300	466,600	352,300
		29 529,900	468,700	357,800
		30 531,700	470,900	360,800
		31 533,500	473,200	363,800
		32 535,300	475,300	366,600
		33 536,900	477,100	368,700
		34 538,700	479,200	371,200
		35 540,400	481,300	373,900
		36 542,100	483,300	376,400
		37 543,700	485,400	379,100
		38 545,300	487,100	382,500
		39 546,700	488,900	385,500
		40 548,300	490,700	388,800
		41 549,800	492,300	391,800
		42 551,200	494,100	394,400
		43 552,600	495,900	396,800

改正後	改正前				
		44	553,900	497,500	399,300
		45	555,100	498,900	401,900
		46	556,100	500,600	403,900
		47	557,100	502,400	405,500
		48	558,100	504,100	407,100
		49	559,100	505,600	408,800
		50	560,000	506,900	411,000
		51	560,900	508,200	413,100
		52	561,800	509,500	415,100
		53	562,600	510,500	417,200
		54	563,500	511,800	419,300
		55	564,400	513,100	420,900
		56	565,300	514,400	422,600
		57	566,200	515,400	424,500
		58	567,100	516,200	426,000
		59	568,000	517,000	427,800
		60	568,700	517,800	429,600
		61	569,600	518,700	431,500
		62	570,500	519,500	433,500

改正後	改正前				
		63 571,400	520,400	435,300	
		64 572,300	521,200	437,200	
		65 573,200	522,100	439,000	
		66	523,000	440,700	
		67	523,700	442,400	
		68	524,600	444,200	
		69	525,500	446,000	
		70	526,300	447,800	
		71	527,200	449,500	
		72	528,100	451,200	
		73	528,900	452,800	
		74	529,800	454,500	
		75	530,700	456,200	
		76	531,400	457,900	
		77	532,200	459,800	
		78	533,100	461,000	
		79	534,000	462,200	
		80	534,900	463,400	
		81	535,700	464,400	

改正後	改正前	
	8 2	5 3 6, 6 0 0 4 6 5, 4 0 0
	8 3	5 3 7, 5 0 0 4 6 6, 3 0 0
	8 4	5 3 8, 4 0 0 4 6 7, 1 0 0
	8 5	5 3 9, 2 0 0 4 6 7, 9 0 0
	8 6	5 4 0, 1 0 0 4 6 8, 6 0 0
	8 7	5 4 1, 0 0 0 4 6 9, 3 0 0
	8 8	5 4 1, 9 0 0 4 6 9, 9 0 0
	8 9	5 4 2, 7 0 0 4 7 0, 6 0 0
	9 0	4 7 1, 3 0 0
	9 1	4 7 1, 9 0 0
	9 2	4 7 2, 5 0 0
	9 3	4 7 2, 8 0 0
	9 4	4 7 3, 4 0 0
	9 5	4 7 4, 1 0 0
	9 6	4 7 4, 8 0 0
	9 7	4 7 5, 2 0 0
	9 8	4 7 5, 8 0 0
	9 9	4 7 6, 5 0 0
	1 0 0	4 7 7, 2 0 0

改正後	改正前	
	1 0 1	4 7 7, 6 0 0
	1 0 2	4 7 8, 2 0 0
	1 0 3	4 7 8, 8 0 0
	1 0 4	4 7 9, 3 0 0
	1 0 5	4 7 9, 9 0 0
	1 0 6	4 8 0, 4 0 0
	1 0 7	4 8 0, 9 0 0
	1 0 8	4 8 1, 4 0 0
	1 0 9	4 8 1, 8 0 0
	1 1 0	4 8 2, 4 0 0
	1 1 1	4 8 2, 8 0 0
	1 1 2	4 8 3, 3 0 0
	1 1 3	4 8 3, 8 0 0
	1 1 4	4 8 4, 4 0 0
	1 1 5	4 8 5, 0 0 0
	1 1 6	4 8 5, 4 0 0
	1 1 7	4 8 5, 9 0 0
	1 1 8	4 8 6, 5 0 0
	1 1 9	4 8 7, 1 0 0

改正後	改正前			
	120			487,600
	121			488,100
	定年前再任用短時間勤務職員	467,400	394,300	339,700
<p>イ 医療職給料表（2）</p> <p>（略）</p> <p>備考 この表は、栄養士その他職員で規則に定めるものに適用する。</p> <p>ウ 医療職給料表（3）</p> <p>（略）</p> <p>備考 この表は、看護師、准看護師、保健師その他の職員で規則で定めるものに適用する。</p> <p>別表第3（第3条関係） 等級別基準職務表 （1）行政職給料表 等級別基準職務表</p> <p>（2）削除</p>	<p>備考 この表は、病院に勤務する医師で規則で定めるものに適用する。</p> <p>イ 医療職給料表（2）</p> <p>（略）</p> <p>備考 この表は、病院等に勤務する薬剤師、診療放射線技師、栄養士その他職員で規則に定めるものに適用する。</p> <p>ウ 医療職給料表（3）</p> <p>（略）</p> <p>備考 この表は、病院等に勤務する看護師、准看護師、保健師その他の職員で規則で定めるものに適用する。</p> <p>別表第3（第3条関係） 等級別基準職務表 （1）行政職給料表 等級別基準職務表</p> <p>（2）医療職給料表（1） 等級別基準職務表</p>			
	職務の等級		基準となる職務	
	1 等級		1 病院長の職務 2 副院長の職務	

改正後		改正前																					
		2 等級	1 診療局長の職務 2 診療部長の職務 3 診療副部長の職務 4 医長の職務 5 診療主幹の職務																				
		3 等級	1 医師の職務																				
<p>(3) 医療職給料表 (2) 等級別基準職務表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の等級</th> <th>基準となる職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特1 等級</td> <td>1 課長の職務 2 参事の職務</td> </tr> <tr> <td>1 等級</td> <td>1 課長代理の職務 2 主幹の職務</td> </tr> <tr> <td>2 等級</td> <td>1 チーフの職務 2 主査の職務</td> </tr> <tr> <td>3 等級</td> <td>1 歯科衛生士の職務 2 栄養士の職務</td> </tr> </tbody> </table>		職務の等級	基準となる職務	特1 等級	1 課長の職務 2 参事の職務	1 等級	1 課長代理の職務 2 主幹の職務	2 等級	1 チーフの職務 2 主査の職務	3 等級	1 歯科衛生士の職務 2 栄養士の職務	<p>(3) 医療職給料表 (2) 等級別基準職務表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の等級</th> <th>基準となる職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特1 等級</td> <td>1 技師長の職務 2 課長の職務 3 参事の職務</td> </tr> <tr> <td>1 等級</td> <td>1 課長代理の職務 2 主幹の職務</td> </tr> <tr> <td>2 等級</td> <td>1 主任薬剤師の職務 2 主任技師の職務 3 主任理学療法士の職務 4 主任検査技師の職務 5 主任放射線技師の職務 6 チーフの職務 7 主査の職務</td> </tr> <tr> <td>3 等級</td> <td>1 薬剤師の職務 2 診療放射線技師の職務 3 臨床検査技師の職務 4 理学療法士の職務 5 歯科衛生士の職務 6 栄養士の職務</td> </tr> </tbody> </table>		職務の等級	基準となる職務	特1 等級	1 技師長の職務 2 課長の職務 3 参事の職務	1 等級	1 課長代理の職務 2 主幹の職務	2 等級	1 主任薬剤師の職務 2 主任技師の職務 3 主任理学療法士の職務 4 主任検査技師の職務 5 主任放射線技師の職務 6 チーフの職務 7 主査の職務	3 等級	1 薬剤師の職務 2 診療放射線技師の職務 3 臨床検査技師の職務 4 理学療法士の職務 5 歯科衛生士の職務 6 栄養士の職務
職務の等級	基準となる職務																						
特1 等級	1 課長の職務 2 参事の職務																						
1 等級	1 課長代理の職務 2 主幹の職務																						
2 等級	1 チーフの職務 2 主査の職務																						
3 等級	1 歯科衛生士の職務 2 栄養士の職務																						
職務の等級	基準となる職務																						
特1 等級	1 技師長の職務 2 課長の職務 3 参事の職務																						
1 等級	1 課長代理の職務 2 主幹の職務																						
2 等級	1 主任薬剤師の職務 2 主任技師の職務 3 主任理学療法士の職務 4 主任検査技師の職務 5 主任放射線技師の職務 6 チーフの職務 7 主査の職務																						
3 等級	1 薬剤師の職務 2 診療放射線技師の職務 3 臨床検査技師の職務 4 理学療法士の職務 5 歯科衛生士の職務 6 栄養士の職務																						

改正後		改正前	
(4) 医療職給料表(3) 等級別基準職務表		(4) 医療職給料表(3) 等級別基準職務表	
職務の等級	基準となる職務	職務の等級	基準となる職務
特1等級	1 課長の職務 2 参事の職務	特1等級	1 看護部長の職務 2 看護部次長の職務 3 副看護部長の職務 4 課長の職務 5 参事の職務
1等級	1 訪問看護ステーション所長の職務 2 課長代理の職務 3 主幹の職務	1等級	1 看護長の職務 2 地域連携室長の職務 3 訪問看護ステーション所長の職務 4 課長代理の職務 5 主幹の職務
2等級	1 主任看護師の職務 2 チーフの職務 3 主査の職務	2等級	1 主任看護師の職務 2 チーフの職務 3 主査の職務
3等級	1 保健師の職務 2 看護師の職務 3 准看護師の職務	3等級	1 保健師の職務 2 看護師の職務
			3 准看護師の職務

○職員の退職手当に関する条例（昭和34年藤井寺市条例第22号） 新旧対照表
（第3条関係）

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3まで及び附則第7項から第14項までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第6条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第2項」とする。</p> <p>3 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者で第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第5条の2及び附則第9項の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>4～8 (略)</p> <p>9 (略)</p> <p>10 当分の間、第4条第1項第4号並びに第5条第1項第3号、第6号及び第7号に掲げる者に対する第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3本文中「定年に達する日」とあるのは「<u>60歳に達する日</u>」と、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「その者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とあるのは「その者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とする。</p>	<p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3まで及び附則第7項から第15項までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第6条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第2項」とする。</p> <p>3 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者で第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第5条の2及び附則第10項の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>4～8 (略)</p> <p>9 <u>前2項の規定は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年藤井寺市条例第24号）による改正前の職員の定年等に関する条例（昭和59年藤井寺市条例第10号）第3条ただし書に規定する職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。</u></p> <p>10 (略)</p> <p>11 当分の間、第4条第1項第4号並びに第5条第1項第3号、第6号及び第7号に掲げる者に対する第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3本文中「定年に達する日」とあるのは「<u>定年（附則第7項及び附則第9項に掲げる職員以外の者にあつては60歳とし、附則第7項に掲げる職員にあつては同項に定める年齢とし、附則第9項に掲げる職員にあつては65歳に達する日）</u>」と、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「その者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とあるのは「その者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とする。</p>

改正後	改正前						
<p>1.1 当分の間、第4条第1項第4号並びに第5条第1項第3号、第6号及び第7号に掲げる者（退職の日において定められているその者に係る定年が60歳を超える者に限る。）に対する第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3本文中「6月」とあるのは「零月」と、同条の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2）」とあるのは「100分の3」とする。</p>	<p>1.2 当分の間、第4条第1項第4号並びに第5条第1項第3号、第6号及び第7号に掲げる者（次の表の左欄に掲げる者であって、退職の日において定められているその者に係る定年がそれぞれ同表の右欄に掲げる年齢を超える者に限る。）に対する第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3本文中「6月」とあるのは「零月」と、同条の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2）」とあるのは「100分の3」とする。</p> <table border="1" data-bbox="1137 600 1973 807"> <tr> <td>附則第7項及び第9項に掲げる職員以外の者</td> <td>60歳</td> </tr> <tr> <td>附則第7項に掲げる職員</td> <td>60歳</td> </tr> <tr> <td>附則第9項に掲げる職員</td> <td>65歳</td> </tr> </table>	附則第7項及び第9項に掲げる職員以外の者	60歳	附則第7項に掲げる職員	60歳	附則第9項に掲げる職員	65歳
附則第7項及び第9項に掲げる職員以外の者	60歳						
附則第7項に掲げる職員	60歳						
附則第9項に掲げる職員	65歳						
<p>1.2 当分の間、第4条第1項第4号及び第5条第1項（第1号及び第5号を除く。）に規定する者に対する第5条の3の規定の適用及び第7条の5の規定の適用については、第5条の3本文及び第7条の5第1項第1号中「20年を」とあるのは「15年を」とするほか、第5条の3本文中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあり、及び第7条の5第1項第1号中「定年」とあるのはそれぞれ「60歳」とする。</p>	<p>1.3 当分の間、第4条第1項第4号及び第5条第1項（第1号及び第5号を除く。）に規定する者に対する第5条の3の規定の適用及び第7条の5の規定の適用については、第5条の3本文及び第7条の5第1項第1号中「20年を」とあるのは「15年を」とするほか、前項の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、第5条の3本文中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあり、及び第7条の5第1項第1号中「定年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>						
<p>1.3 当分の間、第5条第1項第2号及び第4号に掲げる者であって60歳に達する日前に退職したときにおける第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2）」とあるのは、「60歳と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の3を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割</p>	<p>1.4 当分の間、第5条第1項第2号及び第4号に掲げる者であって附則第12項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達する日前に退職したときにおける第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2）」とあるのは、「附則第12項の表の左欄に掲げる者の区分ごとに同表の右欄に掲げる年齢と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の3を乗じて得た割合を退</p>						

改正後	改正前
<p>合」とする。</p> <p><u>14</u> 当分の間、第5条第1項第2号及び第4号に掲げる者であって<u>60歳</u>に達した日以後に退職したときにおける第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項及び第5条の第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2）」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。</p>	<p>職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。</p> <p><u>15</u> 当分の間、第5条第1項第2号及び第4号に掲げる者であって<u>附則第12項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達した日以後に退職した</u>ときにおける第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項及び第5条の第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2）」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。</p>

○藤井寺市特別会計条例（昭和39年藤井寺市条例第17号） 新旧対照表
 （第4条関係）

改正後	改正前
<p>（設置） 第1条 （略） 2 前項に規定するものを除くほか、他の法律に基づいて設置する特別会計は、次のとおりとする。 （1）～（3） （略） <u>（4）</u> （略）</p>	<p>（設置） 第1条 （略） 2 前項に規定するものを除くほか、他の法律に基づいて設置する特別会計は、次のとおりとする。 （1）～（3） （略） <u>（4）</u> <u>病院事業会計</u> <u>病院事業</u> <u>（5）</u> （略）</p>

○職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和41年藤井寺市条例第19号） 新旧対照表
 （第5条関係）

改正後	改正前
<p>第8条 削除</p>	<p><u>（宿日直勤務）</u> 第8条 任命権者は、職員に対し、宿直勤務又は日直勤務を命ずることができる。 2 前項の宿直勤務又は日直勤務とは、正規の勤務時間以外の時間及び次条に規定する休日並びに国の行事の行われる日で市長が指定する日に、本来の勤務に従事しないで断続的に行う庁舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の收受及び発送、庁内の監視等を目的とする勤務をいう。</p>

○執行機関の附属機関に関する条例（昭和42年藤井寺市条例第19号） 新旧対照表
 （第6条関係）

改正後			改正前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
附属機関の属する執行機関	附属機関	担当事務	附属機関の属する執行機関	附属機関	担当事務
市長	藤井寺市公共施設マネジメント検討委員会	公共施設の再編方針、活用方針等についての調査審議に関する事務	市長	市立藤井寺市民病院あり方検討委員会	市立藤井寺市民病院のあり方検討についての調査審議に関する事務
(略)			(略)		
市長	藤井寺市児童福祉審議会	児童福祉についての調査審議に関する事務	市長	藤井寺市公共施設マネジメント検討委員会	公共施設の再編方針、活用方針等についての調査審議に関する事務
教育委員会	藤井寺市立小中学校通学区域審議会	市立小中学校の通学区域に関する調査審議に関する事務	(略)		
(略)			市長	藤井寺市児童福祉審議会	児童福祉についての調査審議に関する事務
			市長	市立藤井寺市民病院医療倫理委員会	市民病院において行う医療行為及び臨床的研究についての倫理的観点からの審議に関する事務
			市長	市立藤井寺市民病院改革プラン評価委員会	市立藤井寺市民病院改革プランの実施状況の点検及び評価についての調査審議に関する事務
			教育委員会	藤井寺市立小中学校通学区域審議会	市立小中学校の通学区域に関する調査審議に関する事務

改正後	改正前
	(略)

○単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和54年藤井寺市条例第3号） 新旧対照表
（第7条関係）

改正後	改正前
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日給、夜勤手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。</p> <p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p><u>第11条</u> (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日給、夜勤手当、<u>宿日直手当</u>、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。</p> <p><u>(宿日直手当)</u></p> <p><u>第11条</u> <u>宿日直手当は、宿日直勤務を命ぜられた職員に対して、当該勤務について支給する。</u></p> <p><u>2</u> <u>前項の宿日直勤務は、第8条から前条までの勤務には含まれないものとする。</u></p> <p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p><u>第11条の2</u> (略)</p> <p>2 (略)</p>

○藤井寺市職員定数条例（昭和55年藤井寺市条例第5号） 新旧対照表
 （第8条関係）

改正後	改正前
<p>（職員の定数）</p> <p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 市長事務部局の職員 <u>473人</u></p> <p><u>（3）</u> 教育委員会事務局の職員（教育機関の職員を含む。） <u>85人</u></p> <p><u>（4）</u> 略</p> <p><u>（5）</u> 監査委員事務局の職員 <u>3人</u></p> <p><u>（6）</u> 略</p> <p><u>（7）</u> 略</p> <p><u>（8）</u> 略</p> <p>定数計 <u>576人</u></p> <p>2 略</p>	<p>（職員の定数）</p> <p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 市長事務部局の職員（病院事業の職員を除く。） <u>462人</u></p> <p><u>（3）</u> 病院事業の職員 <u>112人</u></p> <p><u>（4）</u> 教育委員会事務局の職員（教育機関の職員を含む。） <u>97人</u></p> <p><u>（5）</u> 略</p> <p><u>（6）</u> 監査委員事務局の職員 <u>2人</u></p> <p><u>（7）</u> 略</p> <p><u>（8）</u> 略</p> <p><u>（9）</u> 略</p> <p>定数計 <u>688人</u></p> <p>2 略</p>

○職員の定年等に関する条例（昭和59年藤井寺市条例第10号） 新旧対照表
 （第9条関係）

改正後	改正前		
<p>（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）</p> <p>第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次の各号に掲げる職とする。</p> <p>（1）・（2） （略）</p> <p>附 則</p> <p>1～3 （略）</p> <p>（情報の提供及び勤務の意思の確認）</p> <p>4 （略）</p>	<p>（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）</p> <p>第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次の各号に掲げる職（病院において医療業務に従事する医師が占める職を除く。）とする。</p> <p>（1）・（2） （略）</p> <p>附 則</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 <u>令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間において、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年藤井寺市条例第24号。以下この項及び次項において「令和4年改正条例」という。）による改正前の第3条ただし書に規定する職員であって、第3条の規定を適用する職員については、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのは、同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <table border="1" data-bbox="1133 831 2029 903"> <tr> <td data-bbox="1133 831 1890 903">令和5年4月1日から令和13年3月31日まで</td> <td data-bbox="1890 831 2029 903">65年</td> </tr> </table> <p>（情報の提供及び勤務の意思の確認）</p> <p>5 （略）</p>	令和5年4月1日から令和13年3月31日まで	65年
令和5年4月1日から令和13年3月31日まで	65年		

○職員の特殊勤務手当に関する条例（平成10年藤井寺市条例第3号） 新旧対照表
 （第10条関係）

改正後	改正前
<p>（特殊勤務手当の種類） 第2条 特殊勤務手当は、次のとおりとする。 （1）～（3） （略）</p> <p><u>（4）</u> （略） <u>（5）</u> （略） <u>（6）</u> （略） <u>（7）</u> （略） <u>（8）</u> （略） <u>（9）</u> （略）</p>	<p>（特殊勤務手当の種類） 第2条 特殊勤務手当は、次のとおりとする。 （1）～（3） （略） <u>（4） 医療業務特別勤務手当</u> <u>（5）</u> （略） <u>（6）</u> （略） <u>（7）</u> （略） <u>（8）</u> （略） <u>（9）</u> （略） <u>（10）</u> （略）</p>
	<p><u>（医療業務特別勤務手当）</u> 第6条 <u>医療業務特別勤務手当は、病院医務に従事する医師が正規の勤務時間外及び職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和41年藤井寺市条例第19号。以下「勤務時間条例」という。）第9条第2項の規定に基づく休日に2時間以上医療等の業務に従事したときに支給する。</u></p> <p>2 <u>前項の手当の額は、別表に掲げる額とする。</u></p>
<p>（夜間看護手当） 第6条 夜間看護手当は、<u>医務</u>に従事する看護師が正規の勤務時間による勤務として深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において看護等の業務に従事したときに支給する。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（夜間看護手当） 第7条 夜間看護手当は、<u>病院医務</u>に従事する看護師が正規の勤務時間による勤務として深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において看護等の業務に従事したときに支給する。</p> <p>2 （略）</p>
<p>（社会福祉業務従事手当） 第7条 （略） 2 （略）</p>	<p>（社会福祉業務従事手当） 第8条 （略） 2 （略）</p>
<p>（ねずみ族、昆虫駆除作業従事手当） 第8条 （略）</p>	<p>（ねずみ族、昆虫駆除作業従事手当） 第9条 （略）</p>

改正後			改正前		
2 (略)			2 (略)		
(現場作業従事手当)			(現場作業従事手当)		
<u>第9条</u> (略)			<u>第10条</u> (略)		
2 (略)			2 (略)		
(防災作業従事手当)			(防災作業従事手当)		
<u>第10条</u> (略)			<u>第11条</u> (略)		
2 (略)			2 (略)		
(死獣処理従事手当)			(死獣処理従事手当)		
<u>第11条</u> (略)			<u>第12条</u> (略)		
2 (略)			2 (略)		
(定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の特例)			(定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の特例)		
<u>第12条</u> (略)			<u>第13条</u> (略)		
(支給方法)			(支給方法)		
<u>第13条</u> (略)			<u>第14条</u> (略)		
(委任)			(委任)		
<u>第14条</u> (略)			<u>第15条</u> (略)		
別表 (第3条— <u>第11条</u> 関係)			別表 (第3条— <u>第12条</u> 関係)		
手当の種類	支払基準	金額 (円)	手当の種類	支払基準	金額 (円)
(略)			(略)		
行旅病人、行旅死亡人等の収容	病人 1件につき	1,000	行旅病人、行旅死亡人等の収容	病人 1件につき	1,000
	死亡人 1件につき	1,500		死亡人 1件につき	1,500

改正後			改正前		
護送作業従事手当	死亡人（深夜） 1件につき	2,000	護送作業従事手当	死亡人（深夜） 1件につき	2,000
夜間看護手当	深夜における勤務が4時間以上であるとき 1回につき	3,550	医療業務特別勤務手当	1回につき	15,000
	深夜における勤務が2時間以上4時間未満であるとき 1回につき	3,100	夜間看護手当	深夜における勤務が4時間以上であるとき 1回につき	3,550
	深夜における勤務が2時間未満であるとき 1回につき	2,150		深夜における勤務が2時間以上4時間未満であるとき 1回につき	3,100
(略)		深夜における勤務が2時間未満であるとき 1回につき		2,150	
(略)			(略)		

○重要な公の施設に関する条例（平成19年藤井寺市条例第18号） 新旧対照表
 （第11条関係）

改正後	改正前
<p>（重要な公の施設の独占的利用）</p> <p>第2条 次に掲げる公の施設について、10年を超える独占的な利用をさせようとするときは、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第1項第11号の規定により議会の議決を経なければならない。</p> <p>（1）～（18） （略）</p> <p><u>（19）</u> （略）</p>	<p>（重要な公の施設の独占的利用）</p> <p>第2条 次に掲げる公の施設について、10年を超える独占的な利用をさせようとするときは、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第1項第11号の規定により議会の議決を経なければならない。</p> <p>（1）～（18） （略）</p> <p><u>（19）</u> <u>市民病院</u></p> <p><u>（20）</u> （略）</p>

○会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年藤井寺市条例第9号） 新旧対照表

（第12条関係）

改正後	改正前
<p>（会計年度任用職員の給与）</p> <p>第2条 前条の給与とは、法第22条の2第1項第2号の規定により採用された会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあっては、給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日給、夜勤手当、期末手当及び特殊勤務手当をいい、同項第1号の規定によって採用された会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあっては、報酬及び期末手当をいう。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>第8条 削除</p> <p>第14条 削除</p> <p>第22条 削除</p>	<p>（会計年度任用職員の給与）</p> <p>第2条 前条の給与とは、法第22条の2第1項第2号の規定により採用された会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあっては、給料、<u>初任給調整手当</u>、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日給、夜勤手当、<u>宿日直手当</u>、期末手当及び特殊勤務手当をいい、同項第1号の規定によって採用された会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあっては、報酬及び期末手当をいう。</p> <p>2・3 （略）</p> <p><u>（フルタイム会計年度任用職員の初任給調整手当）</u></p> <p>第8条 <u>初任給調整手当は、医療職給料表（1）の適用を受けるフルタイム会計年度任用職員の職のうち、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で任命権者が認めるものに新たに採用されたフルタイム会計年度任用職員に対して、月額414,800円を超えない範囲内の額を支給する。</u></p> <p>2 <u>前項の規定により初任給調整手当を支給するフルタイム会計年度任用職員の範囲、初任給調整手当の支給額その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p><u>（フルタイム会計年度任用職員の宿日直手当）</u></p> <p>第14条 <u>給与条例第23条第1項の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。</u></p> <p>2 <u>前項の規定により準用する給与条例第23条第1項の勤務は、第11条の規定により準用する給与条例第18条第1項、第12条の規定により準用する給与条例第19条第1項及び前条の規定により準用する給与条例第20条の勤務には含まれないものとする。</u></p> <p><u>（パートタイム会計年度任用職員の初任給調整に係る報酬）</u></p> <p>第22条 <u>初任給調整に係る報酬は、医療職給料表（1）の適用を受けるパートタイム会計年度任用職員の職のうち、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で任命権者が認めるものに新たに採用されたパートタイム会計年度</u></p>

改正後	改正前						
<p>(パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務に係る報酬)</p> <p>第23条 特殊勤務手当条例第3条から第11条までに規定する業務に従事することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、特殊勤務手当条例の例により計算して得た額を特殊勤務に係る報酬として支給する。</p> <p>第27条 削除</p> <p>別表第2 (第3条関係) 医療職給料表 ア 削除</p>	<p>任用職員に対して、月額414,800円を超えない範囲内の額を支給する。</p> <p><u>2 前項の規定により初任給調整に係る報酬を支給するパートタイム会計年度任用職員の範囲、初任給調整に係る報酬の支給額その他初任給調整に係る報酬の支給に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務に係る報酬)</p> <p>第23条 特殊勤務手当条例第3条から第12条までに規定する業務に従事することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、特殊勤務手当条例の例により計算して得た額を特殊勤務に係る報酬として支給する。</p> <p><u>(パートタイム会計年度任用職員の宿日直勤務に係る報酬)</u></p> <p><u>第27条 宿日直勤務を命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その勤務1回につき4,200円(入院患者の病状の急変等に対処するための医師の宿日直勤務にあつては、25,000円、規則で定めるその他の特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあつては6,800円)を超えない範囲内において市長が定める額を宿日直勤務に係る報酬として支給する。ただし、執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の2分の1に相当する時間で市長が定める日に退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあつては、その額は、6,300円(入院患者の病状の急変等に対処するための医師の宿直勤務にあつては、37,500円、規則で定めるその他の特殊な業務を主として行う宿直勤務にあつては10,200円)を超えない範囲内において市長が定める額とする。</u></p> <p><u>2 前項の勤務は、前3条の勤務に含まれないものとする。</u></p> <p>別表第2 (第3条関係) 医療職給料表 ア <u>医療職給料表(1)</u></p> <table border="1" data-bbox="1133 1262 1637 1465"> <thead> <tr> <th data-bbox="1133 1262 1386 1334">職務の等級</th> <th data-bbox="1386 1262 1637 1334">1等級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1133 1334 1386 1401">号給</td> <td data-bbox="1386 1334 1637 1401">給料月額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1133 1401 1386 1465">1</td> <td data-bbox="1386 1401 1637 1465">253,600</td> </tr> </tbody> </table>	職務の等級	1等級	号給	給料月額	1	253,600
職務の等級	1等級						
号給	給料月額						
1	253,600						

改正後	改正前	
	2	2 5 6, 1 0 0
	3	2 5 8, 6 0 0
	4	2 6 1, 1 0 0
	5	2 6 3, 3 0 0
	6	2 6 7, 1 0 0
	7	2 7 0, 9 0 0
	8	2 7 4, 7 0 0
	9	2 7 8, 3 0 0
	1 0	2 8 2, 3 0 0
	1 1	2 8 6, 3 0 0
	1 2	2 9 0, 3 0 0
	1 3	2 9 4, 0 0 0
	1 4	2 9 8, 0 0 0
	1 5	3 0 1, 9 0 0
	1 6	3 0 5, 7 0 0
	1 7	3 0 9, 3 0 0
	1 8	3 1 2, 8 0 0
	1 9	3 1 6, 3 0 0

改正後	改正前	
	20	319,800
	21	323,400
	22	327,100
	23	330,500
	24	333,800
	25	337,300
	26	339,800
	27	342,400
	28	344,700
	29	349,800
	30	352,800
	31	355,900
	32	358,700
	33	361,100
	34	363,700
	35	366,400
	36	369,200
	37	372,100

改正後	改正前	
	38	375,600
	39	378,600
	40	382,200
	41	385,600
	42	388,300
	43	390,800
	44	393,400
	45	396,100
	46	398,300
	47	400,200
	48	401,800
	49	403,800
	50	406,100
	51	408,300
	52	410,600
	53	412,900
	54	415,000
	55	417,000

改正後	改正前	
	5 6	4 1 9, 1 0 0
	5 7	4 2 1, 0 0 0
	5 8	4 2 2, 8 0 0
	5 9	4 2 4, 6 0 0
	6 0	4 2 6, 6 0 0
	6 1	4 2 8, 5 0 0
	6 2	4 3 0, 5 0 0
	6 3	4 3 2, 4 0 0
	6 4	4 3 4, 4 0 0
	6 5	4 3 6, 2 0 0
	6 6	4 3 8, 0 0 0
	6 7	4 3 9, 7 0 0
	6 8	4 4 1, 5 0 0
	6 9	4 4 3, 3 0 0
	7 0	4 4 5, 1 0 0
	7 1	4 4 6, 9 0 0
	7 2	4 4 8, 6 0 0
	7 3	4 5 0, 4 0 0

改正後	改正前	
	74	452,100
	75	453,900
	76	455,700
	77	457,600
	78	458,800
	79	460,000
	80	461,200
	81	462,400
	82	463,400
	83	464,400
	84	465,400
	85	466,200
	86	466,900
	87	467,600
	88	468,300
	89	469,000
	90	469,700
	91	470,400

改正後	改正前	
	92	471,000
	93	471,300
	94	472,000
	95	472,700
	96	473,400
	97	473,800
	98	474,400
	99	475,100
	100	475,800
	101	476,200
	102	476,800
	103	477,400
	104	477,900
	105	478,500
	106	479,000
	107	479,500
	108	480,000
	109	480,400

改正後	改正前		
	110	481,000	
	111	481,400	
	112	481,900	
	113	482,400	
	114	483,000	
	115	483,600	
	116	484,000	
	117	484,500	
	118	485,100	
	119	485,700	
	120	486,300	
	121	486,800	
<p>イ 医療職給料表（2）</p> <p>(略)</p>	<p>備考 この表は、<u>医師の業務に従事する会計年度任用職員</u>で市長が規則で定めるものに適用する。</p> <p>イ 医療職給料表（2）</p> <p>(略)</p>		
<p>備考 この表は、<u>歯科衛生士、管理栄養士、栄養士</u>その他これらに準ずる業務に従事する会計年度任用職員で市長が規則で定めるものに適用する。</p> <p>ウ 医療職給料表（3）</p> <p>(略)</p>	<p>備考 この表は、<u>薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、歯科衛生士、管理栄養士、栄養士</u>その他これらに準ずる業務に従事する会計年度任用職員で市長が規則で定めるものに適用する。</p> <p>ウ 医療職給料表（3）</p> <p>(略)</p>		
<p>別表第3（第4条関係）</p>	<p>別表第3（第4条関係）</p>		

改正後	改正前												
<p>等級別基準職務表</p> <p>(1) 行政職給料表 等級別基準職務表</p> <p>(略)</p> <p>(2) 削除</p> <p>(3) 医療職給料表(2) 等級別基準職務表</p> <table border="1" data-bbox="114 555 927 775"> <thead> <tr> <th>職務の等級</th> <th>基準となる職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 等級</td> <td> 歯科衛生士の職務 管理栄養士の職務 栄養士の職務 </td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 医療職給料表(3) 等級別基準職務表</p> <p>(略)</p>	職務の等級	基準となる職務	1 等級	歯科衛生士の職務 管理栄養士の職務 栄養士の職務	<p>等級別基準職務表</p> <p>(1) 行政職給料表 等級別基準職務表</p> <p>(略)</p> <p>(2) 医療職給料表(1) 等級別基準職務表</p> <table border="1" data-bbox="1137 365 1861 507"> <thead> <tr> <th>職務の等級</th> <th>基準となる職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 等級</td> <td>医師の職務</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 医療職給料表(2) 等級別基準職務表</p> <table border="1" data-bbox="1137 555 1861 930"> <thead> <tr> <th>職務の等級</th> <th>基準となる職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 等級</td> <td> 薬剤師の職務 診療放射線技師の職務 臨床検査技師の職務 理学療法士の職務 歯科衛生士の職務 管理栄養士の職務 栄養士の職務 </td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 医療職給料表(3) 等級別基準職務表</p> <p>(略)</p>	職務の等級	基準となる職務	1 等級	医師の職務	職務の等級	基準となる職務	1 等級	薬剤師の職務 診療放射線技師の職務 臨床検査技師の職務 理学療法士の職務 歯科衛生士の職務 管理栄養士の職務 栄養士の職務
職務の等級	基準となる職務												
1 等級	歯科衛生士の職務 管理栄養士の職務 栄養士の職務												
職務の等級	基準となる職務												
1 等級	医師の職務												
職務の等級	基準となる職務												
1 等級	薬剤師の職務 診療放射線技師の職務 臨床検査技師の職務 理学療法士の職務 歯科衛生士の職務 管理栄養士の職務 栄養士の職務												

議案第 5 号

執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について

○執行機関の附属機関に関する条例（昭和42年藤井寺市条例第19号） 新旧対照表

改正後			改正前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
附属機関の属する執行機関	附属機関	担当事務	附属機関の属する執行機関	附属機関	担当事務
(略)			(略)		
市長	藤井寺市立休日急病診療所運営委員会	市立休日急病診療所の円滑な運営に関する必要事項の調査審議に関する事務	市長	藤井寺市立休日急病診療所運営委員会	市立休日急病診療所の円滑な運営に関する必要事項の調査審議に関する事務
市長	藤井寺市健康増進計画・食育推進計画策定委員会	市の健康増進計画・食育推進計画策定等に関する調査審議に関する事務	市長	藤井寺市健康増進計画・食育推進計画策定委員会	市の健康増進計画・食育推進計画策定等に関する調査審議に関する事務
市長	藤井寺市胃内視鏡検診運営委員会	胃内視鏡検診の実施運営等についての必要事項の調査審議に関する事務	市長	藤井寺市児童福祉審議会	児童福祉についての調査審議に関する事務
市長	藤井寺市児童福祉審議会	児童福祉についての調査審議に関する事務	市長	市立藤井寺市民病院医療倫理委員会	市民病院において行う医療行為及び臨床的研究についての倫理的観点からの審議に関する事務
(略)			(略)		

改正後			改正前
市長	藤井寺市民間保育施設設置・運営事業者選考委員会	民間保育施設設置・運営事業者の選考に関する必要事項の調査審議に関する事務	
市長	市立藤井寺市民病院医療倫理委員会	市民病院において行う医療行為及び臨床的研究についての倫理的観点からの審議に関する事務	
(略)			

○非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和34年藤井寺市条例第17号） 新旧対照表
 （附則第2条関係）

改正後		改正前	
別表（第2条、第4条関係）		別表（第2条、第4条関係）	
区分	報酬額	区分	報酬額
(略)		(略)	
児童福祉審議会委員	日額 9,500円	児童福祉審議会委員	日額 9,500円
民間保育施設設置・運営事業者選考委員会委員	日額 9,500円	休日急病診療所運営委員会委員	年額 18,000円
休日急病診療所運営委員会委員	年額 18,000円	(略)	
(略)		健康増進計画・食育推進計画策定委員会委員	日額 9,500円
健康増進計画・食育推進計画策定委員会委員	日額 9,500円	市立藤井寺市民病院改革プラン評価委員会委員	日額 9,500円
胃内視鏡検診運営委員会委員	日額 9,500円	(略)	
市立藤井寺市民病院改革プラン評価委員会委員	日額 9,500円		
(略)			

議案第 6 号

非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

○非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和34年藤井寺市条例第17号） 新旧対照表

改正後		改正前	
別表（第2条、第4条関係）		別表（第2条、第4条関係）	
区分	報酬額	区分	報酬額
(略)		(略)	
行政不服等審査会委員	日額 9,500円	行政不服等審査会委員	日額 9,500円
法務専門員	日額 35,000円	公共施設マネジメント検討委員会委員	日額 9,500円
公共施設マネジメント検討委員会委員	日額 9,500円	(略)	
(略)			

議案第 7 号

一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

○一般職の職員の給与に関する条例（昭和34年藤井寺市条例第21号） 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(昇給) 第10条 (略) 2 (略) 3 55歳(病院において医療業務に従事する医師にあつては、57歳)に達した日の属する会計年度の末日を超えて在職する職員については、<u>規則で定める場合を除き、第1項の規定による昇給は行わない。</u> 4～6 (略)</p>	<p>(昇給) 第10条 (略) 2 (略) 3 55歳(病院において医療業務に従事する医師にあつては、57歳)に達した日の属する会計年度の末日を超えて在職する職員に関する前項の規定の適用については、<u>同項中「4号給」とあるのは、「2号給」とする。</u> 4～6 (略)</p>
<p>(期末手当) 第24条 (略) 2～4 (略) 5 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の等級が<u>4等級以上</u>である職員のうち規則で定める職員及び同表以外の給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき規則で定める職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職制上の段階、職務の等級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて、100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。 6 (略)</p>	<p>(期末手当) 第24条 (略) 2～4 (略) 5 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の等級が<u>5等級以上</u>である職員のうち規則で定める職員及び同表以外の給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき規則で定める職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職制上の段階、職務の等級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて、100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。 6 (略)</p>
<p>(勤勉手当) 第25条 (略) 2 (略) 3 <u>前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料(育児</u></p>	<p>(勤勉手当) 第25条 (略) 2 (略) 3 <u>第24条第4項及び第5項の規定は、前項の勤勉手当基礎額について準用する。</u></p>

改正後	改正前
<p><u>短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額)の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。</u></p> <p><u>4 第24条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第25条第3項」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>5 (略)</u></p>	<p><u>4 (略)</u></p>

○会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年藤井寺市条例第9号） 新旧対照表
 （附則第2条関係）

改正後	改正前
<p>（フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当）</p> <p>第16条の2 給与条例第25条（同条第1項後段、第2項及び第4項の規定を除く。）の規定は、任期の定めが6か月以上のフルタイム会計年度任用職員（これに準ずるものとして市長が規則で定めるフルタイム会計年度任用職員を含む。）について準用する。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額は、当該職員の勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>（パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当）</p> <p>第29条の2 給与条例第25条（同条第1項後段、第2項及び第4項の規定を除く。）の規定は、任期の定めが6か月以上のパートタイム会計年度任用職員（これに準ずるものとして市長が規則で定めるパートタイム会計年度任用職員を含む。以下のこの条において同じ。）について準用する。<u>この場合において、給与条例第25条第3項中「給料（育児短時間勤務職員等にあつては、給料月額を算出率で除して得た額）の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「報酬の月額（日額又は時間額で報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員にあつては、基準日前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して市長が規則で定める額を除く。）の1か月当たりの平均額）」と読み替えるものとする。</u></p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額は、当該職員の勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、1週間当たりの勤務時間が著しく少ないものとして市長が規則で定めるパートタイム会計年度任用職員については、勤勉手当を支給しない。</p>	<p>（フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当）</p> <p>第16条の2 給与条例第25条（同条第1項後段、第2項及び第3項の規定を除く。）の規定は、任期の定めが6か月以上のフルタイム会計年度任用職員（これに準ずるものとして市長が規則で定めるフルタイム会計年度任用職員を含む。）について準用する。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額（前条第1項の規定により準用する給与条例第24条第4項の規定による期末手当基礎額と同額とする。以下この項において同じ。）に、市長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額は、当該職員の勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>（パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当）</p> <p>第29条の2 給与条例第25条（同条第1項後段、第2項及び第3項の規定を除く。）の規定は、任期の定めが6か月以上のパートタイム会計年度任用職員（これに準ずるものとして市長が規則で定めるパートタイム会計年度任用職員を含む。以下のこの条において同じ。）について準用する。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額（前条第1項の規定により準用する給与条例第24条第4項の規定による期末手当基礎額と同額とする。以下この項において同じ。）に、市長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額は、当該職員の勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、1週間当たりの勤務時間が著しく少ないものとして市長が規則で定めるパートタイム会計年度任用職員については、勤勉手当を支給しない。</p>

議案第 8 号

藤井寺市特別職報酬等審議会条例の一部改正について

○藤井寺市特別職報酬等審議会条例（昭和42年藤井寺市条例第26号） 新旧対照表

改正後	改正前
(庶務) 第6条 審議会の庶務は、 <u>総務部人事課</u> において行う。	(庶務) 第6条 審議会の庶務は、 <u>政策企画部人事課</u> において行う。

議案第 9 号

職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

○職員の育児休業等に関する条例（平成4年藤井寺市条例第4号） 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(期末手当等の支給)</p> <p>第5条の3 (略)</p> <p>2 給与条例第25条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第6条 育児休業をした職員（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。</u>）が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及び同日後の最初の昇給日（給与条例第10条第1項の規則で定める日をいう。）又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p>	<p>(期末手当等の支給)</p> <p>第5条の3 (略)</p> <p>2 給与条例第25条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員を除く。</u>）のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第6条 育児休業をした職員（<u>地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。</u>）が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及び同日後の最初の昇給日（給与条例第10条第1項の規則で定める日をいう。）又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p>

議案第 10 号

藤井寺市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

○藤井寺市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成26年藤井寺市条例第20号） 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(従業者の員数)</p> <p>第4条 <u>地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）を置かなければならない。</u></p> <p>2 <u>指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。</u></p>	<p>(従業者の員数)</p> <p>第4条 <u>指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）を置かなければならない。</u></p>
<p>(管理者)</p> <p>第5条 <u>指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）ごとに常勤の管理者を置かなければならない。</u></p> <p>2 <u>地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。</u></p> <p>3 <u>指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第1項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の6第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任</u></p>	<p>(管理者)</p> <p>第5条 <u>指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。</u></p> <p>2 <u>前項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。</u></p>

改正後	改正前
<p>介護支援専門員を除く。)を第1項に規定する管理者とすることができる。</p> <p>4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合</p> <p>(2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合(その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。)</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、介護予防サービス計画(法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をいう。以下同じ。)が第2条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。)等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。</p> <p>3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員(指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあっては介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。)の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。</p> <p>4 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族から申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第7項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機によ</p>	<p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、介護予防サービス計画(法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をいう。以下同じ。)が第2条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。)等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。</p> <p>3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。</p> <p>4 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族から申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第7項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項</p>

改正後	改正前
<p>る情報処理の用に供されるものをいう。第35条第1項において同じ。)に係る記録媒体をいう。)をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</p> <p>4～8 (略)</p> <p>(利用料等の受領)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 <u>指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。</u></p> <p>3 <u>指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。</u></p> <p>(保険給付の請求のための証明書の交付)</p> <p>第13条 <u>指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援について前条第1項の利用料の支払を受けた場合には、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。</u></p> <p>(指定介護予防支援の業務の委託)</p> <p>第14条 <u>地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第2条、この章及び次章の規定(第32条第9号の規定を除く。)を遵守するよう措置させなければならないこと。</p> <p>(掲示)</p> <p>第23条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、</p>	<p>に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</p> <p>4～8 (略)</p> <p>(利用料等の受領)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>(保険給付の請求のための証明書の交付)</p> <p>第13条 指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援について前条の利用料の支払を受けた場合には、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。</p> <p>(指定介護予防支援の業務の委託)</p> <p>第14条 <u>指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第2条、この章及び次章の規定を遵守するよう措置させなければならないこと。</p> <p>(掲示)</p> <p>第23条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、</p>

改正後	改正前
<p>運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。</p> <p>2 指定介護予防支援事業者は、<u>重要事項</u>を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>前項</u>の規定による掲示に代えることができる。</p> <p>3 <u>指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。</u></p> <p>（記録の整備）</p> <p>第30条（略）</p> <p>2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2） 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳ア～ウ（略）</p> <p>エ 第32条第15号<u>の規定による</u>評価の結果の記録</p> <p>オ（略）</p> <p><u>（3） 第32条第2号の3の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（第32条第2号の2及び第2号の3において「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p><u>（4） 第17条の規定による市への通知に係る記録</u></p> <p><u>（5） 第27条第2項の規定による苦情の内容等の記録</u></p> <p><u>（6） 第28条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u></p> <p>（指定介護予防支援の具体的取扱方針）</p> <p>第32条 指定介護予防支援の方針は、第2条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p><u>（2）の2 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等</u></p>	<p>運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p> <p>2 指定介護予防支援事業者は、<u>前項</u>に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>同項</u>の規定による掲示に代えることができる。</p> <p>（記録の整備）</p> <p>第30条（略）</p> <p>2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2） 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳ア～ウ（略）</p> <p>エ 第32条第15号<u>に規定する</u>評価の結果の記録</p> <p>オ（略）</p> <p><u>（3） 第17条に規定する市への通知に係る記録</u></p> <p><u>（4） 第27条第2項に規定する苦情の内容等の記録</u></p> <p><u>（5） 第28条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u></p> <p>（指定介護予防支援の具体的取扱方針）</p> <p>第32条 指定介護予防支援の方針は、第2条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>（1）・（2）（略）</p>

改正後	改正前
<p><u>の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</u></p> <p><u>(2) の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u></p> <p>(3) ～ (15) (略)</p> <p>(16) 担当職員は、<u>第14号</u>に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。</p> <p>ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回、利用者に面接すること。</p> <p>イ <u>アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間（以下この号において単に「期間」という。）について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。</u></p> <p><u>(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。</u></p> <p><u>(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。</u></p> <p><u>a 利用者の心身の状況が安定していること。</u></p> <p><u>b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。</u></p> <p><u>c 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。</u></p> <p>ウ <u>サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。</u></p> <p>エ <u>利用者の居宅を訪問しない月（イただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。）においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等基準第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。）を訪問する等</u></p>	<p>(3) ～ (15) (略)</p> <p>(16) 担当職員は、<u>第13号</u>に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。</p> <p>ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回及び<u>サービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。</u></p> <p>イ 利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等基準第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。）を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合であつて</p>

改正後	改正前
<p>の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施すること。</p> <p>オ (略)</p> <p>(17) ~ (28) (略)</p> <p><u>(29) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の30の2第1項の規定により市長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。</u></p> <p>(電磁的記録等)</p> <p>第35条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第9条（前条において準用する場合を含む。）及び第32条第26号（前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>は、電話等により利用者との連絡を実施すること。</p> <p>ウ (略)</p> <p>(17) ~ (28) (略)</p> <p>(電磁的記録等)</p> <p>第35条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第9条（前条において準用する場合を含む。）及び第32条第26号（前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録<u>（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）</u>により行うことができる。</p> <p>2 (略)</p>

議案第 11 号

藤井寺市指定居宅介護支援事業者の指定に関する基準並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○藤井寺市指定居宅介護支援事業者の指定に関する基準並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成30年藤井寺市条例第5号） 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(基本方針)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター（以下「<u>地域包括支援センター</u>」という。）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。）、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。</p> <p>5・6 (略)</p>	<p>(基本方針)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。）、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。</p> <p>5・6 (略)</p>
<p>(従業者の員数)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項に規定する員数の基準は、<u>利用者の数（当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は法第115条の23第3項の規定により地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下この項及び第115条第26号において同じ。）を行う場合にあつては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に3分の1を乗じた数を加え</u></p>	<p>(従業者の員数)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項に規定する員数の基準は、<u>利用者の数が3.5又はその端数を増すごとに1とする。</u></p>

改正後	改正前
<p>た数。次項において同じ。)が4 4 又はその端数を増すごとに1 とする。</p> <p><u>3 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会（昭和3 4年1月1日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。）が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第1項に規定する員数の基準は、利用者の数が4 9 又はその端数を増すごとに1 とする。</u></p> <p>(管理者)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、居宅サービス計画が第2条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。</p> <p><u>3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において</u></p>	<p>(管理者)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第2条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること、<u>前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等につき説明を行い、理解を得なければならない。</u></p>

改正後	改正前
<p><u>作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。</u></p> <p>4 （略）</p> <p>5 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第8項に定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) <u>電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第33条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</u></p> <p>6 （略）</p> <p>7 第5項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</p> <p>8 指定居宅介護支援事業者は、<u>第5項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</u></p> <p>(1) <u>第5項各号に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの</u></p> <p>(2) （略）</p> <p>9 （略）</p>	<p>3 （略）</p> <p>4 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、<u>第7項に定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。</u>この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</u></p> <p>5 （略）</p> <p>6 第4項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</p> <p>7 指定居宅介護支援事業者は、<u>第4項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</u></p> <p>(1) <u>第4項各号に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの</u></p> <p>(2) （略）</p> <p>8 （略）</p>

改正後	改正前
<p>(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)</p> <p>第15条 指定居宅介護支援の方針は、第2条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(2)の2 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。</u></p> <p><u>(2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u></p> <p>(3)～(13) (略)</p> <p>(14) 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、<u>口腔機能</u>その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て<u>主治の医師等又は薬剤師</u>に提供するものとする。</p> <p>(15) 介護支援専門員は、第13号に規定する実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。</p> <p>ア 少なくとも1月に1回、利用者に面接すること。</p> <p><u>イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者^に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者^に面接することができるものとする。</u></p> <p><u>(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。</u></p> <p><u>(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。</u></p> <p><u>a 利用者の心身の状況が安定していること。</u></p> <p><u>b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。</u></p>	<p>(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)</p> <p>第15条 指定居宅介護支援の方針は、第2条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3)～(13) (略)</p> <p>(14) 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、<u>口腔機能</u>その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て<u>主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師</u>に提供するものとする。</p> <p>(15) 介護支援専門員は、第13号に規定する実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。</p> <p>ア 少なくとも1月に1回、<u>利用者の居宅を訪問し</u>、利用者^に面接すること。</p>

改正後	改正前
<p><u>c 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。</u></p> <p>ウ (略)</p> <p>(16) ~ (29) (略)</p> <p>(30) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定に基づき、<u>地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。</u></p> <p>(31) (略)</p> <p>(揭示)</p> <p>第24条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）<u>を</u>揭示しなければならない。</p> <p>2 指定居宅介護支援事業者は、<u>重要事項</u>を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>前項</u>の規定による揭示に代えることができる。</p> <p>3 <u>指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第31条 (略)</p> <p>2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該記録等に係る居宅サービス計画の完了の日（第3号に掲げる記録にあつては当該通知の日、第5号に掲げる記録にあつては当該記録を作成した日）から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 第15条第2号の3の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p>(4) (略)</p>	<p>イ (略)</p> <p>(16) ~ (29) (略)</p> <p>(30) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定に基づき、<u>指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。</u></p> <p>(31) (略)</p> <p>(揭示)</p> <p>第24条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。</p> <p>2 指定居宅介護支援事業者は、<u>前項に規定する事項</u>を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>同項</u>の規定による揭示に代えることができる。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第31条 (略)</p> <p>2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該記録等に係る居宅サービス計画の完了の日（第3号に掲げる記録にあつては当該通知の日、第5号に掲げる記録にあつては当該記録を作成した日）から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) (略)</u></p>

改正後	改正前
<p>(5) <u>第28条第2項の規定による苦情の内容等の記録</u></p> <p>(6) <u>第29条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u></p> <p>(電磁的記録等)</p> <p>第33条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第9条（前条において準用する場合を含む。）及び第15条第28号（前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(4) <u>第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録</u></p> <p>(5) <u>第29条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u></p> <p>(電磁的記録等)</p> <p>第33条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第9条（前条において準用する場合を含む。）及び第15条第28号（前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（<u>電子的方式、磁気的方式その他の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。</u>）により行うことができる。</p> <p>2 (略)</p>

議案第 12 号

藤井寺市介護保険条例の一部改正について

○藤井寺市介護保険条例（平成12年藤井寺市条例第7号） 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(保険料率)</p> <p>第8条 令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>34,944円</u></p> <p>(2) 政令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>49,920円</u></p> <p>(3) 政令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>52,992円</u></p> <p>(4) 政令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>69,120円</u></p> <p>(5) 政令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>76,800円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>92,160円</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ 要保護者等（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付（以下「支援給付」という。）を必要とする状態にある者をいう。以下同じ。）であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護等（生活保護法第2条に規定する保護又は支援給付をいう。以下同じ。）を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ、第9号イ、<u>第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>99,840円</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ 要保護者等であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分によ</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第8条 令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>36,000円</u></p> <p>(2) 政令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>50,400円</u></p> <p>(3) 政令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>54,000円</u></p> <p>(4) 政令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>64,800円</u></p> <p>(5) 政令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>72,000円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>86,400円</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ 要保護者等（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付（以下「支援給付」という。）を必要とする状態にある者をいう。以下同じ。）であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護等（生活保護法第2条に規定する保護又は支援給付をいう。以下同じ。）を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ、第9号イ<u>又は第10号イ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>93,600円</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ 要保護者等であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分によ</p>

改正後	改正前
<p>る額を適用されたならば保護等を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、<u>第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 <u>115, 200円</u> ア (略) イ 要保護者等であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護等を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、<u>第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 <u>130, 560円</u> ア 合計所得金額が3, 200, 000円以上<u>4, 200, 000円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ 要保護者等であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護等を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、<u>第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(10) 次のいずれかに該当する者 <u>145, 920円</u> ア 合計所得金額が4, 200, 000円以上<u>5, 200, 000円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ 要保護者等であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護等を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、<u>第12号イ、第13号イ又は第14号イ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(11) 次のいずれかに該当する者 <u>161, 280円</u> ア 合計所得金額が5, 200, 000円以上<u>6, 200, 000円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ 要保護者等であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護等を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、<u>第13号イ又は第14号イ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(12) 次のいずれかに該当する者 <u>176, 640円</u> ア 合計所得金額が6, 200, 000円以上<u>7, 200, 000円</u>未満である</p>	<p>る額を適用されたならば保護等を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ<u>又は第10号イ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 <u>108, 000円</u> ア (略) イ 要保護者等であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護等を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ<u>又は第10号イ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 <u>122, 400円</u> ア 合計所得金額が3, 200, 000円以上<u>4, 500, 000円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ 要保護者等であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護等を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）<u>又は次号イ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(10) 次のいずれかに該当する者 <u>133, 200円</u> ア 合計所得金額が4, 500, 000円以上<u>7, 000, 000円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ 要保護者等であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護等を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）</p>

改正後	改正前
<p>者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p><u>イ 要保護者等であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護等を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。））、次号イ又は第14号イに該当する者を除く。）</u></p> <p><u>(13) 次のいずれかに該当する者 184,320円</u></p> <p><u>ア 合計所得金額が7,200,000円以上8,200,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p> <p><u>イ 要保護者等であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護等を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）</u></p> <p><u>(14) 次のいずれかに該当する者 192,000円</u></p> <p><u>ア 合計所得金額が8,200,000円以上10,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p> <p><u>イ 要保護者等であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護等を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。））に該当する者を除く。）</u></p> <p><u>(15) 前各号のいずれにも該当しない者 199,680円</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、21,888円とする。</u></p> <p>5 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「21,888円」とあるのは、「34,560円」と読み替えるものとする。</u></p> <p>6 第4項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第4項中「21,888円」とあるのは、「52,608円」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)</p>	<p><u>(11) 前各号のいずれにも該当しない者 144,000円</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、21,600円とする。</u></p> <p>5 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「21,600円」とあるのは、「32,400円」と読み替えるものとする。</u></p> <p>6 第4項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第4項中「21,600円」とあるのは、「50,400円」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)</p>

改正後	改正前
<p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 保険料の賦課期日後に第8条第1項第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、<u>第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ若しくは第14号イ又は政令第39条第1項第1号イ</u>（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び（1）に係る者を除く。）、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ若しくは第5号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から<u>第8条第1項第6号から第14号まで又は政令第39条第1項第1号から第5号までのいずれかに規定する者</u>として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。</p> <p>4 (略)</p>	<p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 保険料の賦課期日後に第8条第1項第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ若しくは<u>第10号イ</u>又は政令第39条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び（1）に係る者を除く。）、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ若しくは第5号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から<u>第8条第1項第6号から第10号まで又は政令第39条第1項第1号から第5号までのいずれかに規定する者</u>として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。</p> <p>4 (略)</p>

議案第 13 号

藤井寺市指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○藤井寺市指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年藤井寺市条例第19号） 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所（第112条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。第49条第4項第5号、第66条第1項、<u>第67条第1項</u>、第84条第6項、第85条第3項及び第86条において同じ。）</p> <p>(6)～(10) (略)</p> <p><u>(11)</u> (略)</p> <p>6 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、<u>当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内</u>にあ</p>	<p>(定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所（第112条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。第49条第4項第5号、第66条第1項、<u>第67条</u>、第84条第6項、第85条第3項及び第86条において同じ。）</p> <p>(6)～(10) (略)</p> <p><u>(11) 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（以下「平成18年旧介護保険法」という。）第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設（以下「指定介護療養型医療施設」という。）</u></p> <p><u>(12)</u> (略)</p> <p>6 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、<u>当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービス又は同一施設内</u>にある指</p>

改正後	改正前
<p>る指定訪問介護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。</p> <p>7～12 (略)</p> <p>(管理者)</p> <p>第9条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第205条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）</u>をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</p> <p>3～6 (略)</p> <p>(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針)</p> <p>第26条 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の行う指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p>	<p>定訪問介護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。</p> <p>7～12 (略)</p> <p>(管理者)</p> <p>第9条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務</u>に従事することができるものとする。</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</u></p> <p>3～6 (略)</p> <p>(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針)</p> <p>第26条 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の行う指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p>

改正後	改正前
<p>(1)～(7) (略)</p> <p><u>(8) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。</u></p> <p><u>(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u></p> <p><u>(10) (略)</u></p> <p><u>(11) (略)</u></p> <p>(揭示)</p> <p>第36条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を揭示しなければならない。</p> <p>2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、<u>重要事項</u>を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>前項</u>の規定による揭示に代えることができる。</p> <p>3 <u>指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第44条 (略)</p> <p>2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該サービスを提供した日（第1号の場合にあつては当該計画の完結の日）から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第22条第2項<u>の規定による</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) (略)</p>	<p>(1)～(7) (略)</p> <p><u>(8) (略)</u></p> <p><u>(9) (略)</u></p> <p>(揭示)</p> <p>第36条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。</p> <p>2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、<u>前項に規定する事項</u>を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>同項</u>の規定による揭示に代えることができる。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第44条 (略)</p> <p>2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該サービスを提供した日（第1号の場合にあつては当該計画の完結の日）から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第22条第2項<u>に規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) (略)</p>

改正後	改正前
<p>(4) <u>第28条第10項</u>に規定する訪問看護報告書</p> <p>(5) <u>第26条第9号</u>の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(6) <u>第30条</u>の規定による市への通知に係る記録</p> <p>(7) <u>第40条第2項</u>の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(8) <u>第42条第2項</u>の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(訪問介護員等の員数)</p> <p>第49条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 オペレーターは、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、<u>当該指定夜間対応型訪問介護事業所</u>の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。</p> <p>4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p><u>(11)</u> (略)</p> <p>5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、<u>当該指定夜間対応型訪問介護事業所</u>の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。</p> <p>6 <u>当該指定夜間対応型訪問介護事業所</u>の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。</p> <p>7 (略)</p>	<p>(4) <u>第28条第11項</u>に規定する訪問看護報告書</p> <p>(5) <u>第30条</u>に規定する市への通知に係る記録</p> <p>(6) <u>第40条第2項</u>に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(7) <u>第42条第2項</u>に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(訪問介護員等の員数)</p> <p>第49条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 オペレーターは、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、<u>当該夜間対応型訪問介護事業所</u>の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。</p> <p>4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p><u>(11) 指定介護療養型医療施設</u></p> <p><u>(12)</u> (略)</p> <p>5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、<u>当該夜間対応型訪問介護事業所</u>の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。</p> <p>6 <u>当該夜間対応型訪問介護事業所</u>の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。</p> <p>7 (略)</p>

改正後	改正前
<p>(管理者)</p> <p>第50条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定夜間対応型訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の他の職務又は他の事業所、施設等（当該指定夜間対応型訪問介護事業者が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、当該他の事業所、施設等と一体的に運営している場合に限る。）の職務に従事することができるものとし、日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であって、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等基準第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。）の指定を併せて受けて、一体的に運営するときは、指定訪問介護事業所の職務に従事することができるものとする。</p> <p>(指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針)</p> <p>第53条 夜間対応型訪問介護従業者の行う指定夜間対応型訪問介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</u></p> <p><u>(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u></p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第60条 (略)</p> <p>2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該サービスを提供した日（第1号の場合にあっては当該計画の完結の日）から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p>	<p>(管理者)</p> <p>第50条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定夜間対応型訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の他の職務又は<u>同一敷地内の</u>他の事業所、施設等（当該指定夜間対応型訪問介護事業者が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、当該<u>同一敷地内の</u>他の事業所、施設等と一体的に運営している場合に限る。）の職務に従事することができるものとし、日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であって、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等基準第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。）の指定を併せて受けて、一体的に運営するときは、指定訪問介護事業所の職務に従事することができるものとする。</p> <p>(指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針)</p> <p>第53条 夜間対応型訪問介護従業者の行う指定夜間対応型訪問介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第60条 (略)</p> <p>2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該サービスを提供した日（第1号の場合にあっては当該計画の完結の日）から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p>

改正後	改正前
<p>(2) 次条において準用する第22条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) <u>第53条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p>(4) 次条において準用する第30条の規定による市への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第40条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 次条において準用する第42条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>	<p>(2) 次条において準用する第22条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 次条において準用する第30条に規定する市への通知に係る記録</p> <p>(4) 次条において準用する第40条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第42条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>
<p>(管理者)</p> <p>第61条の4 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p>	<p>(管理者)</p> <p>第61条の4 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある他の事業所</u>、施設等の職務に従事することができるものとする。</p>
<p>(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)</p> <p>第61条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</u></p> <p>(6) <u>前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u></p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p>	<p>(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)</p> <p>第61条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p>
<p>(記録の整備)</p> <p>第61条の19 (略)</p> <p>2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、<u>当該サービスを提供した日</u>（第1号の</p>	<p>(記録の整備)</p> <p>第61条の19 (略)</p> <p>2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、<u>その完結の日から5年間</u>保存しなけれ</p>

改正後	改正前
<p>場合にあつては当該計画の完結の日) から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次条において準用する第22条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第61条の9第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第30条の規定による市への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第40条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 前条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(7) (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第61条の20の3 第11条から第15条まで、第17条から第20条まで、第22条、第24条、第30条、第34条の2、第36条から第40条まで、第42条の2、第43条、第55条及び第61条の2、第61条の4、第61条の5第4項並びに前節(第61条の20を除く。)の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第61条の12に規定する運営規程をいう。第36条第1項において同じ。)」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者(以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。)」と、第34条の2第2項、第36条第1項並びに第42条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第61条の5第4項中「前項ただし書の場合(指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第61条の9第4号、第61条の10第5項、第61条の13第3項及び第4項並びに第61条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第61条の19第2項第2号中「次条において準用する第22条第2項」とあるのは「第2</p>	<p>ばならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次条において準用する第22条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 次条において準用する第30条に規定する市への通知に係る記録</p> <p>(4) 次条において準用する第40条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 前条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(6) (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第61条の20の3 第11条から第15条まで、第17条から第20条まで、第22条、第24条、第30条、第34条の2、第36条から第40条まで、第42条の2、第43条、第55条及び第61条の2、第61条の4、第61条の5第4項並びに前節(第61条の20を除く。)の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第61条の12に規定する運営規程をいう。第36条第1項において同じ。)」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者(以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。)」と、第34条の2第2項、第36条第1項並びに第42条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第61条の5第4項中「前項ただし書の場合(指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第61条の9第4号、第61条の10第5項、第61条の13第3項及び第4項並びに第61条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第61条の19第2項第2号中「次条において準用する第22条第2項」とあるのは「第2</p>

改正後	改正前
<p>2条第2項」と、<u>同項第4号</u>中「次条において準用する第30条」とあるのは「第30条」と、<u>同項第5号</u>中「次条において準用する第40条第2項」とあるのは「第40条第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>(管理者)</p> <p>第61条の24 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(指定療養通所介護の具体的取扱方針)</p> <p>第61条の30 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</u></p> <p><u>(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u></p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p><u>(6) (略)</u></p> <p><u>(7) (略)</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第61条の37 (略)</p> <p>2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、<u>当該サービスを提供した日(第1号の場合にあっては当該計画の完結の日)から5年間保存しなければならない。</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 次条において準用する第22条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p>	<p>2条第2項」と、<u>同項第3号</u>中「次条において準用する第30条」とあるのは「第30条」と、<u>同項第4号</u>中「次条において準用する第40条第2項」とあるのは「第40条第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>(管理者)</p> <p>第61条の24 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(指定療養通所介護の具体的取扱方針)</p> <p>第61条の30 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) (略)</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第61条の37 (略)</p> <p>2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、<u>その完結の日から5年間保存しなければならない。</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 次条において準用する第22条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p>

改正後	改正前
<p>(4) <u>第61条の30第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p>(5) <u>次条において準用する第30条の規定による市への通知に係る記録</u></p> <p>(6) <u>次条において準用する第40条第2項の規定による苦情の内容等の記録</u></p> <p>(7) <u>次条において準用する第61条の18第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u></p> <p>(8) (略)</p> <p>(管理者)</p> <p>第64条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(利用定員等)</p> <p>第67条 (略)</p> <p>2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス（法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）若しくは健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による<u>改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設の運営（第84条第7項、第112条第9項及び第193条第8項において「指定居宅サービス事業等」という。）</u>について3年以上の経験を有する者でなければならない。</p>	<p>(4) 次条において準用する第30条に規定する市への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第40条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 次条において準用する第61条の18第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(7) (略)</p> <p>(管理者)</p> <p>第64条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(利用定員等)</p> <p>第67条 (略)</p> <p>2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス（法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）若しくは指定介護療養型医療施設の運営（第84条第7項、第112条第9項及び第193条第8項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>(管理者)</p> <p>第68条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。なお、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)</p> <p>第72条 指定認知症対応型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</u></p> <p><u>(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u></p> <p><u>(7) (略)</u></p> <p><u>(8) (略)</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第81条 (略)</p> <p>2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該サービスを提供した日(第1号の場合にあつては当該計画の完結の日)から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次条において準用する第22条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p><u>(3) 第72条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用</u></p>	<p>(管理者)</p> <p>第68条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。なお、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、<u>同一敷地内にある</u>他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)</p> <p>第72条 指定認知症対応型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p><u>(6) (略)</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第81条 (略)</p> <p>2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該サービスを提供した日(第1号の場合にあつては当該計画の完結の日)から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次条において準用する第22条第2項に<u>規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</p>

改正後			改正前		
<p>者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第30条の規定による市への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第40条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 次条において準用する第61条の18第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(7) (略)</p> <p>(従業者の員数等)</p> <p>第84条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p>			<p>(3) 次条において準用する第30条に規定する市への通知に係る記録</p> <p>(4) 次条において準用する第40条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第61条の18第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(6) (略)</p> <p>(従業者の員数等)</p> <p>第84条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p>		
当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院	介護職員	当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、 <u>指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）</u> 又は介護医療院	介護職員
(略)			(略)		
7～13 (略)			7～13 (略)		
<p>(管理者)</p> <p>第85条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事</p>			<p>(管理者)</p> <p>第85条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定小規模多機能型居宅介護</p>		

改正後	改正前
<p>することができるものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)</p> <p>第94条 指定小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、<u>身体的拘束等</u>を行ってはならない。</p> <p>(6) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、<u>前号</u>の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p> <p><u>(7) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u></p> <p><u>ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。</u></p> <p><u>(8) (略)</u></p> <p><u>(9) (略)</u></p>	<p>事業所に併設する前条第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第115条の4第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）に従事することができるものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)</p> <p>第94条 指定小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、<u>身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）</u>を行ってはならない。</p> <p>(6) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、<u>前項</u>の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p> <p><u>(7) (略)</u></p> <p><u>(8) (略)</u></p>

改正後	改正前
<p><u>(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)</u></p> <p><u>第108条の2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第109条 (略)</p> <p>2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該サービスを提供した日（第1号及び第2号の場合にあっては当該計画の完結の日）から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 次条において準用する第22条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(4) 第94条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第30条の規定による市への通知に係る記録</p> <p>(6) 次条において準用する第40条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(7) 次条において準用する第42条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(8) (略)</p> <p>(管理者)</p> <p>第113条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p>	<p>(記録の整備)</p> <p>第109条 (略)</p> <p>2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該サービスを提供した日（第1号及び第2号の場合にあっては当該計画の完結の日）から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 次条において準用する第22条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(4) 第94条第6号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第30条に規定する市への通知に係る記録</p> <p>(6) 次条において準用する第40条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(7) 次条において準用する第42条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(8) (略)</p> <p>(管理者)</p> <p>第113条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものと</u></p>

改正後	改正前
<p>2・3 (略)</p> <p>(管理者による管理)</p> <p>第123条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。）、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>(協力医療機関等)</p> <p>第127条 (略)</p> <p><u>2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。</u></p> <p><u>(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。</u></p> <p><u>(2) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。</u></p> <p><u>3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市長に届け出なければならない。</u></p> <p><u>4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（以下「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。</u></p> <p><u>5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機</u></p>	<p>する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(管理者による管理)</p> <p>第123条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。）、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、<u>これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない</u>場合は、この限りでない。</p> <p>(協力医療機関等)</p> <p>第127条 (略)</p>

改正後	改正前
<p>関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</p> <p>6 <u>指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。</u></p> <p>7 (略)</p> <p>8 (略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第129条 (略)</p> <p>2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該サービスを提供した日（第1号の場合にあっては当該計画の完結の日）から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>第117条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</u></p> <p>(3) <u>第119条第6項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p>(4) <u>次条において準用する第30条の規定による市への通知に係る記録</u></p> <p>(5) <u>次条において準用する第40条第2項の規定による苦情の内容等の記録</u></p> <p>(6) <u>次条において準用する第42条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u></p> <p>(7) (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第130条 第11条、第12条、第14条、第15条、第24条、第30条、第34条の2、第36条から第38条まで、第40条、第42条から第43条まで、第61条の11、第61条の16、第61条の17第1項から第4項まで、第101条、第104条、<u>第106条及び第108条の2</u>の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条に規定する運営規程」とあるのは「第124条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第34条の2第2項、第36条第1項並びに第42条の2第1号及</p>	<p>(略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第129条 (略)</p> <p>2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該サービスを提供した日（第1号の場合にあっては当該計画の完結の日）から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第117条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第119条第6項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第30条に規定する市への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第40条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 次条において準用する第42条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(7) (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第130条 第11条、第12条、第14条、第15条、第24条、第30条、第34条の2、第36条から第38条まで、第40条、第42条から第43条まで、第61条の11、第61条の16、第61条の17第1項から第4項まで、第101条、第104条及び第106条の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条に規定する運営規程」とあるのは「第124条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第34条の2第2項、第36条第1項並びに第42条の2第1号及び第3号中「定期巡</p>

改正後	改正前
<p>び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第61条の11第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と、第61条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第61条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第101条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第104条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と、読み替えるものとする。</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第132条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 第1項第1号、第3号及び第4号並びに前項の規定にかかわらず、サテライト型特定施設の生活相談員、機能訓練指導員又は計画作成担当者については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>8～10 (略)</p> <p>11 <u>次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号アの規定の適用については、当該規定中「1」とあるのは、「0.9」とする。</u></p> <p><u>(1) 第151条において準用する第108条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。</u></p> <p>ア 利用者の安全及びケアの質の確保</p> <p>イ 地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮</p> <p>ウ 緊急時の体制整備</p> <p>エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介</p>	<p>回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第61条の11第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と、第61条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第61条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第101条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第104条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と、読み替えるものとする。</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第132条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 第1項第1号、第3号及び第4号並びに前項の規定にかかわらず、サテライト型特定施設の生活相談員、機能訓練指導員又は計画作成担当者については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>病院 介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>8～10 (略)</p>

改正後	改正前
<p><u>護機器」という。)の定期的な点検</u> <u>オ 地域密着型特定施設従業者に対する研修</u> <u>(2) 介護機器を複数種類活用していること。</u> <u>(3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。</u> <u>(4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。</u></p> <p>(管理者) 第133条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等、本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。</p> <p>(協力医療機関等) 第149条 (略) <u>2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。</u> <u>(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。</u> <u>(2) 当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。</u> <u>3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者に係る指定を行った市長に届け出なければならない。</u> <u>4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第二種協定指定医療機関との</u></p>	<p>(管理者) 第133条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等、本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。</p> <p>(協力医療機関等) 第149条 (略)</p>

改正後	改正前
<p><u>間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。</u></p> <p>5 <u>指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</u></p> <p>6 <u>指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。</u></p> <p>7 (略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第150条 (略)</p> <p>2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該サービスを提供した日(第1号の場合にあっては当該計画の完了の日)から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第138条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第140条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 第148条第3項の規定による結果等の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第30条の規定による市への通知に係る記録</p> <p>(6) 次条において準用する第40条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(7) 次条において準用する第42条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(8) (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第151条 第14条、第15条、第24条、第30条、第34条の2、第36条から第40条まで、第42条から第43条まで、第61条の11、第61条の15、第61条の16、第61条の17第1項から第4項まで、<u>第101条及び第108条の2の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用す</u></p>	<p>2 (略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第150条 (略)</p> <p>2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該サービスを提供した日(第1号の場合にあっては当該計画の完了の日)から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第138条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第140条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 第148条第3項に規定する結果等の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第30条に規定する市への通知に係る記録</p> <p>(6) 次条において準用する第40条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(7) 次条において準用する第42条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(8) (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第151条 第14条、第15条、第24条、第30条、第34条の2、第36条から第40条まで、第42条から第43条まで、第61条の11、第61条の15、第61条の16、第61条の17第1項から第4項まで<u>及び第101条の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。</u>この場合におい</p>

改正後	改正前
<p>る。この場合において、第34条の2第2項、第36条第1項並びに第42条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第61条の11第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、第61条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第61条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第153条 (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 病院 栄養士又は管理栄養士(病床数100以上の病院の場合に限る。)</p> <p>(4) (略)</p> <p>9～17 (略)</p> <p>(設備)</p> <p>第154条 指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 医務室</p> <p>医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備</p>	<p>て、第34条の2第2項、第36条第1項並びに第42条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第61条の11第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、第61条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第61条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第153条 (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 病院 栄養士若しくは管理栄養士(病床数100以上の病院の場合に限る。)又は介護支援専門員(指定介護療養型医療施設の場合に限る。)</p> <p>(4) (略)</p> <p>9～17 (略)</p> <p>(設備)</p> <p>第154条 指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 医務室</p> <p>医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検</p>

改正後	改正前
<p>えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。 (7)～(9) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(緊急時等の対応)</p> <p>第167条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第153条第1項第1号に掲げる医師及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。</p> <p><u>2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。</u></p> <p>(管理者による管理)</p> <p>第168条 指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、他の事業所、施設等又は本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）に従事することができる。</p> <p>(計画担当介護支援専門員の責務)</p> <p>第169条 計画担当介護支援専門員は、第160条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 第159条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録を行うこと。</p> <p>(6) 第179条において準用する第40条第2項の規定による苦情の内容等の記録を行うこと。</p> <p>(7) 第177条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録を行うこと。</p>	<p>査設備を設けることで足りるものとする。 (7)～(9) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(緊急時等の対応)</p> <p>第167条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第153条第1項第1号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。</p> <p>(管理者による管理)</p> <p>第168条 指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等又は本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）に従事することができる。</p> <p>(計画担当介護支援専門員の責務)</p> <p>第169条 計画担当介護支援専門員は、第160条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 第159条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。</p> <p>(6) 第179条において準用する第40条第2項に規定する苦情の内容等を記録すること。</p> <p>(7) 第177条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。</p>

改正後	改正前
<p><u>(協力医療機関等)</u></p> <p>第174条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、<u>入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。）を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。</u></p> <p><u>(1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。</u></p> <p><u>(2) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあつた場合において診療を行う体制を、常時確保していること。</u></p> <p><u>(3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。</u></p> <p>2 <u>指定地域密着型介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型介護老人福祉施設に係る指定を行った市長に届け出なければならぬ。</u></p> <p>3 <u>指定地域密着型介護老人福祉施設は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。</u></p> <p>4 <u>指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</u></p> <p>5 <u>指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。</u></p> <p>6 (略)</p>	<p><u>(協力病院等)</u></p> <p>第174条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、<u>入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない。</u></p> <p>2 (略)</p>
<p><u>(記録の整備)</u></p> <p>第178条 (略)</p> <p>2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福</p>	<p><u>(記録の整備)</u></p> <p>第178条 (略)</p> <p>2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福</p>

改正後	改正前
<p>福祉施設入所者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該サービスを提供した日（第1号の場合にあっては当該計画の完結の日）から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第157条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第159条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第30条の規定による市への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第40条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 前条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(7) (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第179条 第11条、第12条、第14条、第15条、第24条、第30条、第34条の2、第36条、第38条、第40条、第42条の2、第43条、第61条の11、第61条の15、<u>第61条の17第1項から第4項まで及び第108条の2</u>の規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条に規定する運営規程」とあるのは「第170条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第34条の2第2項、第36条第1項並びに第42条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第15条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第61条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、第61条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第189条 (略)</p>	<p>福祉施設入所者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該サービスを提供した日（第1号の場合にあっては当該計画の完結の日）から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第157条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第159条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第30条に規定する市への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第40条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 前条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(7) (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第179条 第11条、第12条、第14条、第15条、第24条、第30条、第34条の2、第36条、第38条、第40条、第42条の2、第43条、第61条の11、第61条の15及び<u>第61条の17第1項から第4項までの規定は</u>、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条に規定する運営規程」とあるのは「第170条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第34条の2第2項、第36条第1項並びに第42条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第15条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第61条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、第61条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第189条 (略)</p>

改正後	改正前
<p>2～4 (略)</p> <p>5 <u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。</u></p> <p>6 (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第191条 第11条、第12条、第14条、第15条、第24条、第30条、第34条の2、第36条、第38条、第40条、第42条の2、第43条、第61条の11、第61条の15、第61条の17第1項から第4項まで、<u>第108条の2</u>、第155条から第157条まで、第160条、第163条、第165条から第169条まで及び第173条から第178条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条に規定する運営規程」とあるのは「第188条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第34条の2第2項、第36条第1項並びに第42条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第15条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第61条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第5節」と、第61条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第169条中「第160条」とあるのは「第191条において準用する第160条」と、同条第5号中「第159条第5項」とあるのは「第184条第7項」と、同条第6号中「第179条」とあるのは「第191条」と、同条第7号中「第177条第3項」とあるのは「第191条において準用する第177条第3項」と、第178条第2項第2号中「第157条第2項」とあるのは「第191条において準用する第157条第2項」と、同項第3号中「第159条第5項」とあるのは「第184条第7項」と、同項第4号及び第5号中「次条」とあるのは「第191条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第191条において準用する前条第3項」と読み替えるものとする。</p> <p>(従業者の員数等)</p>	<p>2～4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第191条 第11条、第12条、第14条、第15条、第24条、第30条、第34条の2、第36条、第38条、第40条、第42条の2、第43条、第61条の11、第61条の15、第61条の17第1項から第4項まで、第155条から第157条まで、第160条、第163条、第165条から第169条まで及び第173条から第178条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条に規定する運営規程」とあるのは「第188条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第34条の2第2項、第36条第1項並びに第42条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第15条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第61条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第5節」と、第61条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第169条中「第160条」とあるのは「第191条において準用する第160条」と、同条第5号中「第159条第5項」とあるのは「第184条第7項」と、同条第6号中「第179条」とあるのは「第191条」と、同条第7号中「第177条第3項」とあるのは「第191条において準用する第177条第3項」と、第178条第2項第2号中「第157条第2項」とあるのは「第191条において準用する第157条第2項」と、同項第3号中「第159条第5項」とあるのは「第184条第7項」と、同項第4号及び第5号中「次条」とあるのは「第191条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第191条において準用する前条第3項」と読み替えるものとする。</p> <p>(従業者の員数等)</p>

改正後	改正前
<p>第193条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p>8～14 (略)</p> <p>(管理者)</p> <p>第194条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)</p> <p>第199条 指定看護小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、<u>当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を妥当適切に行うものとする。</u></p>	<p>第193条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 指定介護療養型医療施設（医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）</u></p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p>8～14 (略)</p> <p>(管理者)</p> <p>第194条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等の職務に従事することができるものとする。</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>(指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)</p> <p>第199条 指定看護小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、<u>療養上の管理の下で妥当適切に行うものとする。</u></p>

改正後	改正前
<p>(2)～(6) (略)</p> <p><u>(7) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、看護小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u></p> <p><u>ウ 看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</u></p> <p><u>(8) (略)</u></p> <p><u>(9) (略)</u></p> <p><u>(10) (略)</u></p> <p><u>(11) (略)</u></p> <p><u>(12) (略)</u></p>	<p>(2)～(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) (略)</p>
<p>(記録の整備)</p> <p>第203条 (略)</p> <p>2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該サービスを提供した日（第1号及び第2号の場合にあっては当該計画の完結の日）から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 第199条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(6) 次条において準用する第22条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(7) 次条において準用する第30条の規定による市への通知に係る記録</p> <p>(8) 次条において準用する第40条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(9) 次条において準用する第42条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>	<p>(記録の整備)</p> <p>第203条 (略)</p> <p>2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該サービスを提供した日（第1号及び第2号の場合にあっては当該計画の完結の日）から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 第199条第6号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(6) 次条において準用する第22条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(7) 次条において準用する第30条に規定する市への通知に係る記録</p> <p>(8) 次条において準用する第40条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(9) 次条において準用する第42条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>

改正後	改正前
<p>(10) (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第204条 第11条から第15条まで、第22条、第24条、第30条、第34条の2、第36条から第40条まで、第42条から第43条まで、第61条の11、第61条の13、第61条の16、第61条の17、第89条から第92条まで、第95条から第97条まで、第99条、第100条、第102条から第106条まで、<u>第108条及び第108条の2</u>の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条に規定する運営規程」とあるのは「第204条において準用する第102条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第34条の2第2項、第36条第1項並びに第42条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第61条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第61条の13第3項及び第4項並びに第61条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第61条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第89条中「第84条第12項」とあるのは「第193条第13項」と、第91条及び第99条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第108条中「第84条第6項」とあるのは「第193条第7項各号」と読み替えるものとする。</p> <p>(電磁的記録等)</p> <p>第205条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第14条第1項（第61条、第61条の20、第61条の20の3、第61条の38、第82条、第110条、第130条、第151条、第179条、第191条及び前</p>	<p>(10) (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第204条 第11条から第15条まで、第22条、第24条、第30条、第34条の2、第36条から第40条まで、第42条から第43条まで、第61条の11、第61条の13、第61条の16、第61条の17、第89条から第92条まで、第95条から第97条まで、第99条、第100条、第102条から第106条まで<u>及び第108条まで</u>の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条に規定する運営規程」とあるのは「第204条において準用する第102条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第34条の2第2項、第36条第1項並びに第42条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第61条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第61条の13第3項及び第4項並びに第61条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第61条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第89条中「第84条第12項」とあるのは「第193条第13項」と、第91条及び第99条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第108条中「第84条第6項」とあるのは「第193条第7項各号」と読み替えるものとする。</p> <p>(電磁的記録等)</p> <p>第205条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第14条第1項（第61条、第61条の20、第61条の20の3、第61条の38、第82条、第110条、第130条、第151条、第179条、第191条及び前</p>

改正後	改正前
<p>条において準用する場合を含む。)、第117条第1項、第138条第1項及び第157条第1項(第191条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>条において準用する場合を含む。)、第117条第1項、第138条第1項及び第157条第1項(第191条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。</p> <p>2 (略)</p>

議案第 14 号

藤井寺市指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

○藤井寺市指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年藤井寺市条例第20号） 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(管理者)</p> <p>第7条 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(管理者)</p> <p>第7条 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</u></p> <p>2 (略)</p>
<p>(利用定員等)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。第80条において同じ。）、指定地域密着型サービス（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。第80条において同じ。）、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。第80条において同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。第80条において同じ。）若しくは<u>健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設の運営（第45条第7項及び第72条第</u></p>	<p>(利用定員等)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。第80条において同じ。）、指定地域密着型サービス（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。第80条において同じ。）、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。第80条において同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。第80条において同じ。）若しくは<u>指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改</u></p>

改正後	改正前
<p>9項において「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者でなければならない。</p> <p>(管理者)</p> <p>第11条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。なお、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第92条第1項において同じ。))に係る記録媒体をいう。)</u>をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</p>	<p><u>正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第45条第6項において同じ。)</u>の運営(第45条第7項及び第72条第9項において「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者でなければならない。</p> <p>(管理者)</p> <p>第11条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。なお、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、<u>同一敷地内にある</u>他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</u></p>

改正後	改正前
<p>3～6 (略)</p> <p>(揭示)</p> <p>第33条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護予防認知症対応型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を揭示しなければならない。</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、<u>重要事項</u>を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>前項</u>の規定による揭示に代えることができる。</p> <p><u>3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第41条 (略)</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該サービスを提供した日（第1号の場合にあっては当該計画の完結の日）から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第22条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p><u>(3) 第43条第11号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p><u>(4) 第25条の規定による市への通知に係る記録</u></p> <p><u>(5) 第37条第2項の規定による苦情の内容等の記録</u></p> <p><u>(6) 第38条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u></p> <p><u>(7) (略)</u></p>	<p>3～6 (略)</p> <p>(揭示)</p> <p>第33条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護予防認知症対応型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、<u>前項</u>に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>同項</u>の規定による揭示に代えることができる。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第41条 (略)</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該サービスを提供した日（第1号の場合にあっては当該計画の完結の日）から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第22条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p><u>(3) 第25条に規定する市への通知に係る記録</u></p> <p><u>(4) 第37条第2項に規定する苦情の内容等の記録</u></p> <p><u>(5) 第38条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u></p> <p><u>(6) (略)</u></p>

改正後			改正前		
<p>(指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)</p> <p>第43条 指定介護予防認知症対応型通所介護の方針は、第5条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p><u>(10) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</u></p> <p><u>(11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u></p> <p>(12) (略)</p> <p>(13) (略)</p> <p>(14) (略)</p> <p>(15) (略)</p> <p><u>(16) 第1号から第14号までの規定は、前号に規定する介護予防認知症対応型通所介護計画の変更について準用する。</u></p> <p>(従業者の員数等)</p> <p>第45条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p>			<p>(指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)</p> <p>第43条 指定介護予防認知症対応型通所介護の方針は、第5条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) (略)</p> <p>(12) (略)</p> <p>(13) (略)</p> <p><u>(14) 第1号から第12号までの規定は、前号に規定する介護予防認知症対応型通所介護計画の変更について準用する。</u></p> <p>(従業者の員数等)</p> <p>第45条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p>		
<p>当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合</p>	<p>指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院</p>	<p>介護職員</p>	<p>当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合</p>	<p>指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、<u>指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）</u>又は介</p>	<p>介護職員</p>
<p>(略)</p>			<p>(略)</p>		

改正後	改正前							
<p>7～13 (略)</p> <p>(管理者)</p> <p>第46条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>他の事業所、施設等の職務</u>に従事することができるものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(身体的拘束等の禁止)</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1120 197 1462 272"></td> <td data-bbox="1464 197 1984 272">護医療院</td> <td data-bbox="1986 197 2143 272"></td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="1120 274 2143 344">(略)</td> </tr> </table>		護医療院		(略)			<p>7～13 (略)</p> <p>(管理者)</p> <p>第46条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第8条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第8条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。以下同じ。）が、指定夜間対応型訪問介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第49条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。以下同じ。）</u>、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）又は指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）に従事することができるものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(身体的拘束等の禁止)</p>
	護医療院							
(略)								

改正後	改正前
<p>第54条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、<u>身体的拘束等を行ってはならない。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、<u>身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) <u>身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p>(2) <u>身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u></p> <p>(3) <u>介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</u></p> <p><u>(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)</u></p> <p>第64条の2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、<u>当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第65条 (略)</p> <p>2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該サービスを提供した日（第1号及び第2号の場合にあっては当該計画の完結の日）から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>次条において準用する第22条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</u></p>	<p>第54条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、<u>身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第65条 (略)</p> <p>2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該サービスを提供した日（第1号及び第2号の場合にあっては当該計画の完結の日）から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>次条において準用する第22条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</u></p>

改正後	改正前
<p>(4) 第54条第2項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第25条の規定による市への通知に係る記録</p> <p>(6) 次条において準用する第37条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(7) 次条において準用する第38条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(8) (略)</p>	<p>(4) 第54条第2項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第25条に規定する市への通知に係る記録</p> <p>(6) 次条において準用する第37条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(7) 次条において準用する第38条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(8) (略)</p>
<p>(管理者)</p> <p>第73条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p>	<p>(管理者)</p> <p>第73条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所</u>の職務に従事することができるものとする。</p>
<p>2・3 (略)</p>	<p>2・3 (略)</p>
<p>(管理者による管理)</p> <p>第80条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービス（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。）の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。</p>	<p>(管理者による管理)</p> <p>第80条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービス（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。）の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、<u>これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。</u></p>
<p>(協力医療機関等)</p>	<p>(協力医療機関等)</p>
<p>第84条 (略)</p>	<p>第84条 (略)</p>
<p>2 <u>指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。</u></p>	<p>2 <u>指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。</u></p>
<p>(1) <u>利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。</u></p>	<p>(1) <u>利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。</u></p>

改正後	改正前
<p>(2) <u>当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。</u></p> <p>3 <u>指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定介護予防認知症対応型共同生活事業者に係る指定を行った市長に届け出なければならない。</u></p> <p>4 <u>指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。</u></p> <p>5 <u>指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</u></p> <p>6 <u>指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入所させることができるように努めなければならない。</u></p> <p>7 (略)</p> <p>8 (略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第86条 (略)</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該サービスを提供した日（第1号の場合にあっては当該計画の完結の日）から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第77条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第79条第2項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第86条 (略)</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該サービスを提供した日（第1号の場合にあっては当該計画の完結の日）から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第77条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第79条第2項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者</p>

改正後	改正前
<p>者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第25条の規定による市への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第37条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 次条において準用する第38条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(7) (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第87条 第12条、第13条、第15条、第16条、第24条、第25条、第27条、第29条の2、第32条から第35条まで、第37条から第40条まで（第38条第4項及び第40条第5項を除く。）、第57条、第60条、<u>第62条及び第64条の2</u>の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第81条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第29条の2第2項、第32条第2項第1号及び第3号、第33条第1項並びに第38条の2第1号及び第3号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第27条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第40条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第57条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第60条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。</p> <p>(電磁的記録等)</p> <p>第92条 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第15条第1項（第66条及び第87条において準用する場合を含む。）及び第77条第1項並びに次項に規定するものを除く。）については、書面</p>	<p>の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第25条に規定する市への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第37条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 次条において準用する第38条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(7) (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第87条 第12条、第13条、第15条、第16条、第24条、第25条、第27条、第29条の2、第32条から第35条まで、第37条から第40条まで（第38条第4項及び第40条第5項を除く。）、第57条、第60条<u>及び第62条</u>の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第81条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第29条の2第2項、第32条第2項第1号及び第3号、第33条第1項並びに第38条の2第1号及び第3号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第27条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第40条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第57条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第60条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。</p> <p>(電磁的記録等)</p> <p>第92条 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第15条第1項（第66条及び第87条において準用する場合を含む。）及び第77条第1項並びに次項に規定するものを除く。）については、書面</p>

改正後	改正前
<p>に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつて認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</p> <p>2 (略)</p>

議案第 15 号

藤井寺市国民健康保険財政調整基金条例の一部改正について

○藤井寺市国民健康保険財政調整基金条例（昭和58年藤井寺市条例第14号） 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(設置) 第1条 <u>本市の国民健康保険事業の健全な運営に資するため、藤井寺市国民健康保険財政調整基金（以下「基金」という。）を設置する。</u></p> <p>(積立て) 第2条 基金として積み立てる額は、<u>国民健康保険特別会計歳入歳出予算に定める額とする。</u></p> <p>(繰替運用) 第5条 (略)</p> <p>(処分) 第6条 <u>基金は、国民健康保険事業費納付金の不足額へ充当する場合、保健事業に要する費用に充てる場合その他の国民健康保険事業の健全な運営に必要な経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。</u></p>	<p>(設置) 第1条 <u>国民健康保険における保険給付費の増加その他緊急やむを得ない財政需要に充てるため、藤井寺市国民健康保険財政調整基金（以下「基金」という。）を設置する。</u></p> <p>(積立て) 第2条 基金として積み立てる額は、<u>予算に定める額とする。</u></p> <p>(基金の使用) 第5条 <u>基金は、設置の目的に従い予算の定めるところにより使用することができる。</u></p> <p>(繰替運用) 第6条 (略)</p>

議案第 16 号

藤井寺市道路占用料条例及び藤井寺市準用河川占用料徴収条例の一部改正について

○藤井寺市道路占用料条例（昭和34年藤井寺市条例第38号） 新旧対照表
（第1条関係）

改正後					改正前									
別表（第3条関係） 道路占用料金表					別表（第3条関係） 道路占用料金表									
占用物件			単位	占用料	占用物件			単位	占用料					
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	電柱	電柱	1本につき1年	3,800円	電柱	電柱	1本につき1年	3,700円						
		支柱		3,800円		支柱		3,700円						
		支線柱		1,800円		支線柱		1,700円						
		支線		740円		支線		730円						
	電話柱	電話柱		1本につき1年	2,200円	電話柱		電話柱	1本につき1年	2,200円				
		支柱			3,100円			支柱		3,000円				
		支線柱			1,700円			支線柱		1,600円				
		支線			740円			支線		730円				
	その他の柱類				220円	その他の柱類				220円				
	共架電線その他上空に設ける線類				長さ1メートルにつき1年	22円		共架電線その他上空に設ける線類			長さ1メートルにつき1年	22円		
	地下電線その他地下に設ける線類					14円		地下電線その他地下に設ける線類				13円		

改正後				改正前					
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1個につき1年	4,400円		変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1個につき1年	4,300円
	郵便差出箱及び信書便差出箱			1,900円		郵便差出箱及び信書便差出箱			1,800円
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1年	4,400円		その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1年	4,300円
法第32条第1項第2号に掲げる物件	水管、下水道管、ガス管等	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	92円	法第32条第1項第2号に掲げる物件	水管、下水道管、ガス管等	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	90円
		外径が0.07メートル以上0.10メートル未満のもの		140円			外径が0.07メートル以上0.10メートル未満のもの		130円
		外径が0.10メートル以上0.15メートル未満のもの		200円			外径が0.10メートル以上0.15メートル未満のもの		200円
		外径が0.15メートル以上0.20メートル未満のもの		270円			外径が0.15メートル以上0.20メートル未満のもの		260円
		外径が0.20メートル以上0.30メートル未満のもの		400円			外径が0.20メートル以上0.30メートル未満のもの		390円
		外径が0.30メートル以上0.40メートル未満のもの		530円			外径が0.30メートル以上0.40メートル未満のもの		510円
		外径が0.40メー		920円			外径が0.40メー		900円

改正後					改正前					
		トル以上0.70メートル未満のもの								
		外径が0.70メートル以上1.00メートル未満のもの								1,400円
		外径が1.00メートル以上のもの								2,700円
	マンホールその他これに類するもの									
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占有面積1平方メートルにつき1年				占有面積1平方メートルにつき1年			
法第32条第1項第5号に掲げる施設	上空に設ける通路			2,200円				上空に設ける通路		2,200円
	地下に設ける通路			1,400円				地下に設ける通路		1,300円
	その他のもの		4,400円			その他のもの		4,300円		
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占有面積1平方メートルにつき1日	44円		祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占有面積1平方メートルにつき1日	43円	
	その他のもの		占有面積1平方メートルにつき1月	440円		その他のもの		占有面積1平方メートルにつき1月	430円	
	看板（アーチであるものを）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	440円		看板（アーチであるものを）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	430円	

改正後					改正前					
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「政令」という。）第7条第1号に掲げる物件	除く。）	その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	4,400円	除く。）	その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	4,300円		
	標識		1本につき1年	3,500円	標識		1本につき1年	3,400円		
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	44円	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	43円		
		その他のもの	1本につき1月	440円		その他のもの	1本につき1月	430円		
	幕	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	44円	幕	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	43円		
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	440円		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	430円		
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	4,400円	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	4,300円		
		その他のもの		2,200円		その他のもの		2,200円		
	政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占有面積1平方メートルにつき1月	440円	政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占有面積1平方メートルにつき1月	430円
	その他のもの			1メートル又は1平方メートルにつき1月	440円以内の額	その他のもの			1メートル又は1平方メートルにつき1月	430円以内の額

○藤井寺市準用河川占用料徴収条例（平成12年藤井寺市条例第4号） 新旧対照表
 （第2条関係）

改正後				改正前			
（流水占用料等） 第2条 流水占用料等の額は、別表に定める額とし、 <u>法第23条又は法第24条の規定に基づく許可を受けた者は、毎年度市長が指定する期日までに納めなければならない。</u>				（流水占用料等） 第2条 流水占用料等の額は、 <u>1年につき別表に定める額とし、許可を受けた者は、毎年度市長が指定する期日までに納めなければならない。</u>			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
占用物件		単位	占用料	占用物件		単位	占用料
電柱	電柱	1本につき1年	3,800円	電柱	電柱	1本につき1年	3,700円
	支柱		3,800円		支柱		3,700円
	支線柱		1,800円		支線柱		1,700円
	支線		740円		支線		730円
電話柱	電話柱	1本につき1年	2,200円	電話柱	電話柱	1本につき1年	2,200円
	支柱		3,100円		支柱		3,000円
	支線柱		1,700円		支線柱		1,600円
	支線		740円		支線		730円
その他の柱類			220円	その他の柱類			220円
共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年	22円	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年	22円
地下電線その他地下に設ける線類			14円	地下電線その他地下に設ける線類			13円
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1個につき1年	4,400円	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1個につき1年	4,300円
その他のもの		占用面積1平方	4,400円	その他のもの		占用面積1平方	4,300円

改正後			改正前			
		メートルにつき 1年			メートルにつき 1年	
水管、 下水道 管、ガ ス管等	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル につき1年	92円	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル につき1年	90円
	外径が0.07メートル以上0.10メートル未満のもの		140円	外径が0.07メートル以上0.10メートル未満のもの		130円
	外径が0.10メートル以上0.15メートル未満のもの		200円	外径が0.10メートル以上0.15メートル未満のもの		200円
	外径が0.15メートル以上0.20メートル未満のもの		270円	外径が0.15メートル以上0.20メートル未満のもの		260円
	外径が0.20メートル以上0.30メートル未満のもの		400円	外径が0.20メートル以上0.30メートル未満のもの		390円
	外径が0.30メートル以上0.40メートル未満のもの		530円	外径が0.30メートル以上0.40メートル未満のもの		510円
	外径が0.40メートル以上0.70メートル未満のもの		920円	外径が0.40メートル以上0.70メートル未満のもの		900円
	外径が0.70メートル以上1.00メートル未満のもの		1,400円	外径が0.70メートル以上1.00メートル未満のもの		1,300円
	外径が1.00メートル以上のもの		2,700円	外径が1.00メートル以上のもの		2,600円
	マンホールその他これに類するもの		占有面積1平方 メートルにつき 1年	1,400円		マンホールその他これに類するもの
工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設	占有面積1メー	440円				

改正後			改正前		
土石、竹木、瓦その他の工事用材料	トル又は1平方メートルにつき1月		工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設 土石、竹木、瓦その他の工事用材料	1メートル又は1平方メートルにつき1月	420円
橋りょう、栈橋、上屋その他のこれらに類する 工作物	占用面積1平方メートルにつき1年	360円	橋りょう、栈橋、上屋その他のこれらに類する 工作物	1平方メートルにつき1年	360円
工作物の設置を伴わない土地の占用	1平方メートルにつき1年	75円	工作物の設置を伴わない土地の占用	1平方メートルにつき1年	75円

議案第 17 号

藤井寺市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

○藤井寺市公共下水道事業の設置等に関する条例（平成30年藤井寺市条例第29号） 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の8第8項</u>の規定により、公共下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が500,000円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の2第8項</u>の規定により、公共下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が500,000円以上である場合とする。</p>

